

平成 2 3 年 第 4 回

# 芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 3 年 6 月 1 6 日

閉会 平成 2 3 年 6 月 1 7 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成23年第4回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6・16	木	本会議（開 会） 諸般の報告 町長の提案理由説明 一般質問 （散 会）
17	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査・調査の申出 （閉 会）

## 目 次

第1号(6月16日)		頁
1	議事日程.....	3
2	出席議員氏名.....	3
3	欠席議員氏名.....	3
4	説明のため出席した者の職氏名.....	3
5	事務局職員出席者.....	4
6	開会 開議.....	16
	日程第1 会議録署名議員の指名.....	16
	日程第2 会期の決定について.....	16
	日程第3 諸般の報告.....	16
	日程第4 町長の提案理由説明.....	17
	日程第5 一般質問.....	17
	(1) 林田燿宏議員第1回目一般質問.....	17
	竹崎町長答弁.....	20
	中原総務課長答弁.....	20
	山口建設課長答弁.....	21
	(2) 林田燿宏議員第2回目一般質問.....	21
	中原総務課長答弁.....	22
	(3) 林田燿宏議員第3回目一般質問.....	22
	中原総務課長答弁.....	23
	(4) 林田燿宏議員第4回目一般質問.....	24
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問.....	24
	竹崎町長答弁.....	26
	早川農業委員会事務局長答弁.....	27
	(2) 川尻成美議員第2回目一般質問.....	28
	竹崎町長答弁.....	28
	中原総務課長答弁.....	28
	(3) 川尻成美議員第3回目一般質問.....	29
	中原総務課長答弁.....	29
	(4) 川尻成美議員第4回目一般質問.....	29
	竹崎町長答弁.....	30
	(5) 川尻成美議員第5回目一般質問.....	30

中原総務課長答弁.....	30
( 6 ) 川尻成美議員第 6 回目一般質問.....	31
早川農業委員会事務局長答弁.....	32
( 7 ) 川尻成美議員第 7 回目一般質問.....	32
竹崎町長答弁.....	32
( 8 ) 川尻成美議員第 8 回目一般質問.....	33
( 1 ) 寺本順一議員第 1 回目一般質問.....	33
竹崎町長答弁.....	34
竹浦教育長答弁.....	34
( 2 ) 寺本順一議員第 2 回目一般質問.....	34
竹崎町長答弁.....	36
( 3 ) 寺本順一議員第 3 回目一般質問.....	37
竹崎町長答弁.....	38
( 4 ) 寺本順一議員第 4 回目一般質問.....	38
竹崎町長答弁.....	38
( 5 ) 寺本順一議員第 5 回目一般質問.....	39
竹崎町長答弁.....	39
( 6 ) 寺本順一議員第 6 回目一般質問.....	39
竹浦教育長答弁.....	39
( 7 ) 寺本順一議員第 7 回目一般質問.....	40
竹浦教育長答弁.....	40
( 8 ) 寺本順一議員第 8 回目一般質問.....	40
竹浦教育長答弁.....	41
( 1 ) 坂本登議員第 1 回目一般質問.....	41
竹崎町長答弁.....	44
中原総務課長答弁.....	45
山口建設課長答弁.....	46
( 2 ) 坂本登議員第 2 回目一般質問.....	47
中原総務課長答弁.....	47
( 3 ) 坂本登議員第 3 回目一般質問.....	47
中原総務課長答弁.....	48
( 4 ) 坂本登議員第 4 回目一般質問.....	48
中原総務課長答弁.....	48
( 5 ) 坂本登議員第 5 回目一般質問.....	49

中原総務課長答弁.....	49
( 6 ) 坂本登議員第 6 回目一般質問.....	49
中原総務課長答弁.....	49
( 7 ) 坂本登議員第 7 回目一般質問.....	49
中原総務課長答弁.....	49
( 8 ) 坂本登議員第 8 回目一般質問.....	49
井上企画財政課長答弁.....	50
( 9 ) 坂本登議員第 9 回目一般質問.....	50
中原総務課長答弁.....	50
( 10 ) 坂本登議員第10回目一般質問.....	51
中原総務課長答弁.....	51
( 11 ) 坂本登議員第11回目一般質問.....	51
中原総務課長答弁.....	51
( 12 ) 坂本登議員第12回目一般質問.....	51
中原総務課長答弁.....	52
( 13 ) 坂本登議員第13回目一般質問.....	52
竹崎町長答弁.....	52
( 14 ) 坂本登議員第14回目一般質問.....	52
竹崎町長答弁.....	53
( 15 ) 坂本登議員第15回目一般質問.....	53
中原総務課長答弁.....	53
( 16 ) 坂本登議員第16回目一般質問.....	54
竹崎町長答弁.....	54
( 17 ) 坂本登議員第17回目一般質問.....	54
7 散 会.....	54

第 2 号 ( 6 月 17 日 )

1 議事日程.....	57
2 出席議員氏名.....	58
3 欠席議員氏名.....	58
4 説明のため出席した者の職氏名.....	58
5 事務局職員出席者.....	58
6 開 議.....	61
日程第 1 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	

		芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について...	61
日程第2	報告第1号	継続費繰越計算書について.....	62
日程第3	報告第2号	一般会計の繰越明許費繰越計算書について.....	63
日程第4	報告第3号	国民健康保険事業特別会計の繰越明許費繰越計算書 について.....	67
日程第5	報告第4号	町有温泉事業特別会計の繰越明許費繰越計算書につ いて.....	68
日程第6	報告第5号	有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告 について.....	69
日程第7	報告第6号	有限会社御立岬の経営状況の報告について.....	72
日程第8	議案第26号	平成23年度芦北町一般会計補正予算(第1号).....	74
日程第9	議案第27号	芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	81
日程第10	議案第28号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定 について.....	82
日程第11	議案第29号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について...	83
日程第12	議案第30号	工事請負契約の締結について.....	83
日程第13	議案第31号	工事請負契約の締結について.....	85
日程第14	議案第32号	財産の取得について.....	86
日程第15	議案第33号	財産の取得について.....	89
日程第16	同意第6号	監査委員の選任につき同意を求めることについて.....	90
日程第17	請願第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請 願.....	91
日程第18	議員派遣の件.....		91
	(一括議題 = 日程第22まで)		
日程第19	総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調 査の申出.....		92
日程第20	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務) 調査の申出.....		92
日程第21	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務) 調査の申出.....		92
日程第22	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出.....		92
7	閉会.....		92

# 平成23年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月16日

午前10時 開 会

於 議 場

## 1 議事日程

### 開会宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長の提案理由説明

日程第5 一般質問

（散 会）

## 2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 水 口 宣 之 君

15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 燿 宏 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 藤 井 公 明 君

## 3 欠席議員（0名）

## 4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君

総務課長 中 原 豊 徳 君

税務課長 農 中 豊 君

福祉課長 大 岩 憲 治 君

商工観光課長 坂 梨 優 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 竹 浦 裕 道 君

企画財政課長 井 上 民 男 君

住民生活課長 迫 本 文 雄 君

農林水産課長 柳 田 豊 彦 君

建 設 課 長 山 口 純 志 君

上下水道課長	湯野一之君	会計管理者兼 会計室長	吉田茂君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	永田光洋君
生涯学習課長	寺川健一君	農業委員会 事務局長	早川純一君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（主幹） 福田貴司君

## 議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
  
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会  
期日 平成23年3月29日（火）  
場所 水俣芦北広域行政事務組合2階講堂  
議題  
・専決処分の報告及び承認について（原案承認）  
・平成22年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）（原案可決）  
・水俣芦北広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）  
・平成23年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算（原案可決）
  
- 3 第36回町村議会議長・副議長研修会  
期日 平成23年5月17日（火）～5月18日（水）  
場所 東京都 メルパルクホール  
内容 講演及びシンポジウム  
「地域力創造と地域おこしのヒント」  
「町村議会だからできる」ほか
  
- 4 平成23年度町村議会議長研修会  
期日 平成23年5月23日（月）  
場所 自治会館  
議題 講演「これからの政局・政治展望」毎日新聞論説副委員長  
与良正男氏

上記のとおり報告します。

平成23年6月16日

芦北町議会議長 藤井公明

芦町監第10号  
平成23年6月7日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾  
同 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成23年5月31日

3. 検査実施日

平成23年6月7日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,278,650,517 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	3,999,934,577 円
	歳入歳出外現金	44,628,003 円
	計	6,323,213,097 円
水道事業会計		295,227,217 円

## 議員派遣の結果報告

### 1. 第36回町村議会議長・副議長研修会

(1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため

(2) 派遣場所 メルパルクホール

(3) 期間 平成23年5月16日から18日まで3日間

(4) 派遣議員 副議長

(5) 内容 (5月17日)

(講演)

「地域力創造と地域おこしのヒント」

総務省自治財政局長 椎川 忍 氏

(基調講演)

「町村議会だからできる」

明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦 氏

(シンポジウム)

「町村議会だからできる」

コーディネーター 明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦 氏

パネラー

岩手県紫波町議会議長 武田 平八 氏

宮城県蔵王町議会議長 村山 一夫 氏

神奈川県真鶴町議会議長 岡ノ谷佳子 氏

鹿児島県与論町議会議長 町田 末吉 氏

(5月18日)

(講演)

「二次代表制と議会の価値」

東京大学名誉教授 大森 彌 氏

「巨大地震・原子力事故と国家の危機管理」

特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長

軍事アナリスト 小川 和久 氏

以上のとおり、結果を報告する。

平成23年6月16日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

平成23年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	林田耀宏	芦北町の防災計画について	<p>3月11日東日本大震災は未曾有の被害をもたらしました。その後は、各県とも防災計画の見直しが相次ぎ、熊本県も検討会を立ち上げ現計画の抜本の見直しに着手しました。芦北町も見直す時と思う。</p> <p>現計画では主に台風や水害などの想定で計画されていたように思うが、本町には布田川・日奈久断層が通っており、津波10mの場合の計画も必要と思うがどうか。</p> <p>司令塔としての芦北町役場の耐震はどうか。又、いざという時の移設場所の確保は考えているか。</p> <p>避難勧告などの伝達手段が最重要と思うが、現在、防災無線の為、屋内だけに限られて外で働く人には伝わらない。今後外部スピーカーが必要と思うがどうか。又、現在、火災時等、防災無線で放送はあるものの、場所が不明確で団員が混乱している。又、部長クラスにはメールが来るが、急を要するので全員に送信していただきたいと思うがどうか。</p> <p>伝達方法の1つとして、各地区のコミュニティー機能の重要性が認識されたと</p>	町長 担当課長

			<p>ころである。その中で現在、本町での自主防災組織はどのようになって、どの位の組織があるのか。又、総合の防災訓練など計画はないか。</p> <p>災害発生時に、スカイドームは芦北町の重要拠点と考えるが、アクセス道路の計画は。</p> <p>九電はこの夏節電計画を当初15%と決めていたが、その後数値を掲げず、自主的な節電に変更したようだが、芦北町の節電計画はあるか。</p> <p>九電は東海から日向灘に及ぶ巨大地震の発生帯とされる南海トラフ沿いでM9の地震を想定し、玄海原発と川内原発には影響ないと発表はしたが、水俣市においては川内原発の避難者を想定して受入れ態勢を検討した。芦北町としては川内原発に対して何らかの検討はしているのか、伺いたい。</p> <p>芦北町には沢山の温泉があるが、災害時に大野温泉等、一か所位は停電時も入浴できるようになっているか。(自家発電)</p>	
2	川尻成美	1 行政情報公開への取り組みについて	<p>本町の行政改革実施成果報告書(平成22年9月)の行政情報公開の項に議会、町民への行政情報の積極的提供を行ったとある。</p> <p>町長交際費支出基準及び</p>	町長

			<p>公開基準を定め近隣市町や多くの市町村等になって町ホームページに公開すべきではないか。</p> <p>他多くの行政情報を町ホームページで見られるようすべきではないか。</p>	町長
		2 農業委員会事務局専任と農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定の積極的運用について	<p>本年4月1日より農林水産課長が兼務であった農業委員会事務局が専任となった。その理由は何か。</p> <p>この規定に基づく意見の公表、建議を積極的に行う考えはないのか。</p> <p>本町の基幹産業の一つである農業の振興・農家所得の向上の具体策を農業委員会に諮問してはどうか。</p>	町長 農業委員長 町長
3	寺本順一	1 東日本大震災に係る被災地支援について	<p>被災者(地)支援については国民みんなが当事者意識を持って支え合うことが大事である。又、「自治体同士の助け合い」の考え方も大事であると思う。</p> <p>市町村予算支援は考えていないのか。</p>	町長
		2 各学校への木製机・椅子の導入について	<p>平成19年6月定例会一般質問の答弁において、佐敷小学校の木製机・椅子については、老朽化による買い替えでなく、児童生徒たちの情緒不安定やストレス等に効果があるとのことから、佐敷小学校に導入し、効果を実証し、効果を検証し各学校へ積極的に導入できるよう計画したいとの答弁が行われている。</p> <p>実証による効果はどうだったのか。</p>	教育長

			<p>学校全体の導入計画はどうなったのか。</p>	
4	坂本 登	1 町長交際費の削減について	<p>政府、地方公共団体も厳しい財政危機の中で事業の見直し、削減、事業仕分け等で経費節減に努めている。熊本市は人口73万人で政令指定都市をめざしています。人口が芦北町の約35倍ある熊本市の市長交際費は171万円です。これに比べ芦北町町長交際費は、本年度当初予算で300万円です。財政規模、人口比からみて町長交際費は多すぎると思います。町長の認識は如何か。</p> <p>熊本市は、約10年前より「熊本市交際費取扱指針」、『「取扱指針」の運用について』、交際費支出基準表を確定して公表している。市長、副市長交際費の予算執行の内訳明細については、毎月ホームページに掲載している。このようにして市長交際費の大幅削減、透明化を図っている。</p> <p>芦北町情報公開条例にもとづき町長交際費の内訳を見せてもらったが、項目の内容を修正インクで消している箇所がかなりある。町長交際費の内訳を見ると金額が多いだけでなく、透明性がない。また、交際費の趣旨、支出する項目の区分等を示す「取扱指針」等の明確な基準やガイドライン</p>	町長及び担当課長

が決められているのかどうか疑問です。決められていたら内容をお答え下さい。決められていないなら直ちに作成すべきだと思うが如何か。

市長名で発信される弔電の発信相手について、熊本市では市政運営に関係の深い四つの区分に該当する方、および職員においては血族1親等以内の者又は同居の姻族1親等の者が死亡した場合に限り支出できるとなっている。又、弔電の予算は市長交際費に計上されている。

芦北町では町長名で発信される弔電は、亡くなった町民の方々の喪主に対して発信されている。予算は町長交際費でなく総務費・郵便料で計上されている。弔電の相手方については、一定の基準を設け、予算は総務費でなく町長交際費に計上すべきではないかと思うが如何か。

交際費の支出先区分で目立つのは、「来庁者PR用特産品」および「御樽代」として特定酒造業者の特産品が年間交際費の半分にあたる150万円を超している。町内の生産者、業者等は不況の中で町の特産品等を製造し、がんばっている。特産品の宣伝という名目で来庁者に公金を使用して特定業

		<p>者の特産品を手土産などとして持たせるということは見直すべきだと思う。</p> <p>公職選挙法では選挙で選ばれた公職にある者は、冠婚葬祭にあたって選出された自治体の有権者に対しては一定の制約がなされている。</p> <p>国難と言われる東日本大震災、福島原発災害等の復興には巨額の財源が必要となっている。自治体の長として町長交際費の基準、相手先、項目などを見直し、大幅な交際費の削減を図るべきだと思います。これらのことを勘案し、本年度当初予算で300万円が決まっていますが残された期間交際費の思い切った節減に心掛けていただきたいと思いますがその決意のほどは如何か。</p>	
	<p>2 町営住宅の建替え計画について</p>	<p>憲法25条では、すべての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有するとなっており、これに基づく公営住宅法は、地方公共団体に住宅環境の整備を求めている。</p> <p>町内には老朽化した公営住宅がいくつかある。これら老朽住宅は耐震問題、環境・衛生問題など幾多の問題を抱えている。</p> <p>町は少子高齢化、低所得者層の増加等のなかで老朽住宅の建替え計画について</p>	<p>町長及び担当課長</p>

	<p>どのような考えを持っておられるのか。</p> <p>町営住宅そのものの補修・環境整備と合わせ、住宅内の補修などは切羽詰まったものがある。緊急を要する補修などどのような手段で把握されているのか。</p> <p>また、老朽化した住宅の補修・環境整備に年間どの程度の予算が組まれているのか。出されている補修工事の要望などに十分足りているのか。</p>	
3 芦北町地域防災計画の見直しについて	<p>東日本大震災、大津波、福島第1原発事故と想像を絶する災害に遭遇し、政府、各自治体ともあらためて防災計画の見直しに迫られている。</p> <p>布田川・日奈久（ふたがわ・ひなぐ）断層帯は、阿蘇外輪山の西側斜面から八代海南部に至る活断層です。田浦から御立岬、八代海南部に通る約101kmの活断層です。</p> <p>芦北町は川内原発からは直線で約60kmの距離にあります。芦北町地域防災計画では、大地震、大津波に対する計画はあるが、今後の巨大地震、津波の教訓から対策の見直しが必要だと思うが如何でしょうか。また、第26節 海上災害対策計画に大量の放射性物質の放出があったときどう対応するか少し触れられています。川内、玄海原発の事故が発生し</p>	町長及び担当課長

			た場合の対策も入れるべきだ と思うが如何か。	
--	--	--	---------------------------	--

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成23年第4回芦北町議会定例会を開会します。

ここで、去る4月25日の臨時会において、教育委員会委員として御同意いただきました澁谷教育委員長が出席されておりますので、自席から挨拶を許可します。  
澁谷教育委員長。

教育委員長（澁谷百錬君） 皆さん、こんにちは。

4月26日に教育委員長に就任いたしました澁谷百錬でございます。どうぞよろしく申し上げます。

職責を全うすべくですね、微力ではございますけれども、全力を尽くしたいと考えております。皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（藤井公明君） これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番 寺本順一君及び5番 古村君の2人を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、6月17日までとの答申をいただいております。本日から6月17日までの2日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から17日までの2日間に決定しました。

#### 日程第3 諸般の報告

議長（藤井公明君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議員派遣の結果報告及び閉会中に出席した議長の諸般の報告内容は、議席に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

-----

#### 日程第4 町長の提案理由説明

議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の召集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

まずもって、藤井議長におかれましては、去る6月14日開催の熊本県町村議長会臨時総会において、第37代熊本県町村議長会長に御就任されました。心よりお喜び申し上げます。本町にとりましても、誠に心強い慶事であります。今後、県下町村議会並びに地方自治発展のため、ますますの御活躍を御期待申し上げます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分承認、継続費繰越計算書、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び町有温泉事業特別会計の繰越明許費、繰越計算書の報告並びに有限会社芦北マリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告書を提出しております。また、平成23年度芦北町一般会計補正予算をはじめ、芦北町立学校条例ほか1件の一部改正、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更、さらに工事請負契約の締結2件、財産の取得2件、合計8議案と人事案件1件をあわせて提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----

#### 日程第5 一般質問

議長（藤井公明君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は4人で、通告書をお手元に配付しております。

質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう、なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、林田君。

2番（林田耀宏君） まずは、藤井議長が熊本県町村議長会の総会におかれまして、議長に御就任されました。この場をお借りいたしまして、心より議長就任のお祝い

を申し上げます。おめでとうございます。芦北町にとりましても、大変名誉なことと嬉しく思っております。

それから、未だに避難者が9万人といわれております、去る3月11日、東日本大震災で未曾有の被害をもたらしました大津波や原発事故で被災されました皆様には心より御冥福とお見舞いを申し上げます。また、一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

昨年より1週間早い梅雨入りをいたしまして、アジサイの花も鮮やかに映る季節となりましたが、昨日の大雨は各地に被害をもたらしました。被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。本日も大雨洪水注意報が発令されておりますが、そんな中、今回、一般質問の機会を与えてくださいます心から感謝申し上げます。

ところで、5月には何と2つの台風が異例の早さで発生し、また東日本を中心に洪水などももたらしております。ここで改めて、この自然に対しまして畏敬の念を表すときだと思ふ次第でございます。

そんな中、芦北町では日頃から防災計画に基づき、安心・安全のまちづくりに寄与されていることに対しまして、町長をはじめ、町当局並びに消防関係者の皆様には、衷心より厚く敬意を表します。特に湯町地区では度々の洪水がありまして、地域住民の民意をお汲みいただき、現在、湯北地区排水施設工事の設置工事をしていただいております。住民一同、心より感謝しております。

東日本大震災から3カ月が経ちましたが、まだまだ見通しもつかない状態ですが、各県とも防災計画の見直しが相次ぎ、熊本県も検討会を立ち上げ、現計画の抜本の見直しに着手いたしました。本町の限られた予算の中で執行されていることにつきまして、誠に敬意を表しておりますが、今後は想定外のことも起こり得る可能性があります。今、町民の安心・安全のために本町も見直す時期だと思ひ、下記の8点について質問をさせていただきます。

まず、津波対策につきまして、どこの市町村もですが、現計画では主に台風や水害などの想定で計画をされていたようです。しかし、本町海岸沿いには布田川・日奈久断層が通っており、30年間で地震の起こる確立は6%としてあります。しかし、その確立は高いものとされております。そこで、津波10メートルの場合の計画も必要と思ひます。計画はしてあるのか。

司令塔としての芦北町役場についてでございます。芦北町役場の現在の耐震について、またいざというときの移設場所の確保というのは考えているのかということです。

伝達手段につきまして、災害の基本はまず逃げるのが一番とありますが、そ

の際、避難勧告など伝達手段が最重要と思います。現在、防災無線がありますが、これは屋内の方に限られ、屋外での方には伝わりにくく、今後、外部スピーカーも必要と思うがどうでしょうか。また、現在、火災地など防災無線で放送はあるものの、場所が不明確で団員が困惑している場合があります。その際、詳しい場所を放送していただきたい旨の団員からの声がありますが、どうでしょう。また、部長クラスにはメールも来ていますが、一人一人に送っている余裕はなく、急を要するときなので、団員一斉に送信することはできないものか。

伝達方法の一つとして、各地区のコミュニティ機能の重要性についてでございます。芦北町ではまだコミュニティはとれているものの、今後、少子高齢化による消防団員の減少や、自治体や消防の広域化など、心理的な距離が広がってくるものと予想される中、今後、住民同士のつながりを深めて、コミュニケーション機能を高めておく必要があると認識されたところであります。防災体制の構築を急ぐ必要があると思いますが、現在の本町での自主防衛組織はどのようになっているのか、またどのくらいの組織があるのか。また、芦北町としての総合の防災訓練なども必要と思うが、計画はないか。

次は、避難時のアクセス道路についてでございます。災害発生時には、しろやまスカイドームが芦北町の避難重要拠点と考えますが、現在、浸水被害が出ている箇所でもあります。そこで、避難所としてのアクセス道路の計画はあるのでしょうか。

節電について、九電はこの夏、節電計画を当初15%としていましたが、その後、数値を掲げずに自主的な節電にと、またまた変更をしているようですが、いずれにしても、節電は余儀なくされると思います。そこで、芦北町の節電計画はどうか。

原発対策につきまして、九電は東海から日向灘に及ぶ巨大地震の発生帯とされる南海トラフ沿いで、マグニチュード9の地震を想定し玄海原発と川内原発には影響はないと発表したが、川内からおよそ50km離れている水俣市におきましては、川内原発の避難所を想定して、受入態勢を検討しています。芦北町として川内原発に対して何らかの検討はしているのか。

最後に、数年前の台風時におよそ5日間の停電がありまして、私たちの家の風呂も町の温泉も使用できず、球磨村のかわせみまで行った記憶があります。また、今回の東日本大震災でもお風呂が有難かった、生き返った、身も癒されたと言っておられましたが、幸い芦北町にはたくさんの町有の温泉施設がありますが、停電時の温泉の使用はできるのか。できなければ、町有の温泉の中で標高が一番高い大野温泉1カ所ぐらいは停電時でも入浴できるよう自家発電などの対策はできないものか。

以上、防災の対策につきましては、多大な予算が必要になりますが、本当に限られた芦北町の予算ではございますが、以上8点をお伺いいたします。

以上です。

議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

6月8日の熊日新聞によりますと、有明海や八代海は水深が浅いため、最大で2メートル程度と予測するとありましたが、津波対策につきましては、現在、熊本県において抜本的な見直しが行われているところでありまして、本町といたしましては、熊本県の見直しにあわせまして、専門家等の意見を聞きながら、本町に合った計画を検討することとしております。

次に、司令塔の件でございますけれども、本町の耐震対策につきましては、小中学校の耐震補強を優先的に行ってまいりましたので、役場本庁につきましては、平成24年度において、実施設計及び補強工事を実施する予定としております。

移設場所につきましては、対策本部のことと思いますが、災害の発生場所に応じた対応が必要と思われませんが、今後検討していきたいと考えております。

以下、 から 及び のお尋ねにつきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、川内原発に関するお尋ねでございます。現在、熊本県地域防災計画検討委員会において、原発事故を含めた地域防災計画の大幅な見直しが行われておりますので、今後、国・県の計画を見ながら、芦北町地域防災計画に反映させていきたいと考えております。

以上であります。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） おはようございます。

それでは、御質問の につきまして、私の方から御説明を申し上げます。

まず、 でございますが、今後外部スピーカーが必要と思うがどうか。無線で放送はあるものの、場所が不明確で混乱をしている。急を要するので、全員に送信していただきたいと思うがどうかとの御質問でございます。外部スピーカーにつきましては、現行の防災無線の拡充に向け、既に検討を行っております。また、火災発生時の防災無線による情報は、消防本部から発信をしておりますので、消防本部へその旨、依頼をいたします。メール送信につきましては、消防本部から各分団の部長以上に送信しているところではありますが、消防本部の送信システム上、登録に限りがあるため、部長以上になっております。なお、各分団において、あらかじめ配下の団員をグループ登録しておけば、受けた情報を一斉に送信できる機能がありますので、今後、各分団に対し周知していきたいと考えております。

続きまして でございます。現在、本町での自主防災組織はどのようになって、どのくらいの組織があるのか。また、総合の防災訓練など計画はないかとの御質問でございます。現在、本町には11の自主防災組織があります。また、設立に向けて協議が行われている地区もございます。町としましては、設立に向けて積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。防災訓練につきましては、現在、実施時期、内容について検討中です。なお、本年度は地震と津波を想定し、専門家を招いて講演会も検討しております。

続きまして、 でございます。芦北町の節電計画はあるかという御質問でございます。九州電力等からの芦北町へ節電計画要請はあっておりませんが、現在の電力事情に応じた節電の願いは、広報あしきた6月号において、全世帯に対して呼びかけを行ったところであります。また、役場におきましても、クールビスの前倒し、冷房温度28℃設定、グリーンカーテンの実施、就業前後及び昼休み時間の節電を行っています。

続きまして、 でございます。温泉は停電時でも入浴できるようになっているかとの御質問でございます、本町の温泉には災害における停電時の自家発電設備はありません。幸い本町には各地区に温泉施設がございますので、対応は可能と思っております。今後、発電機の整備が必要かどうかの研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 山口建設課長。

建設課長（山口純志君） おはようございます。

それでは、 番のスカイドームへのアクセス道路の計画についてお答えします。

浸水対策としてのアクセス道路の計画はございませんが、浸水対策としては、芦北プラザ裏の用水と排水の分離用スライドゲートの設置を本年度計画いたしております。これにより、排水機場への流れがスムーズになるものと考えております。また、現在、熊本県芦北地域振興局において、新たな排水機場が芦北排水機場内に建設中であります。本施設が稼働を開始しますと、これまでの約2倍の排水が可能となり、しろやマスカイドームの入口付近の浸水対策にも効果があるものと考えております。

以上です。

議長（藤井公明君） 林田君。

2番（林田耀宏君） いろいろ答弁ありがとうございます。

現在の地震が2メートルということですね、想定されているということございまして、水深水没予想図というのがありまして、そこで2メートル、5メートル

とか想定しながらするのがあるんですけども、そこで2メートルでしてみましたら、3号線沿い役場、マルシヨクまでがほとんどですね、浸かってしまうような感じでございます、それとでこぼんですね、そして湯浦地区の3号線沿い、田浦の岩崎グラウンド、あの辺がですね、予想図では浸かるようになっておりますので、またそのへんのところも参考までにですね、していただければと思いますのでよろしくお願いたします。

それと、司令塔ということで、芦北町も3階建てでございますのでですね、いいと思いますけれども、耐震の方だけが心配でございましたものですからお聞きしたわけでございますけれども、来年度、24年度におきまして実施設計ということで安心をしておるところでございます。ありがとうございます。

それから、この伝達手段でございますけれども、これが私も消防団のOBでございまして、現消防団ともよく話をするんですけども、ここ何回となくですね、消防団の会議の中でも、もう少し詳しく言ってほしいと、先日も2回ほど火災がありまして、その際も芦北町で火災発生ということで、芦北町てどこやと、みんなですね、言っております、もう少しどこどこ付近ということまで言っていただければですね、集合してすぐ出やすいと。湯浦の方でも湯浦火災発生ということでしたけれども、そのこのところを何回も言っても直らないんですけども、消防本部の方にもそういうことを強く、再度申してくれという要望がありましたけれども、そのへんはどうでしょうか。消防本部の方が問題だと思いますけれども。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） そういう御希望がある、話があるということはですね、我々の方にも届いておりますし、消防本部の方にもですね、そういうお話があるというようなことで伝えております。おいおい改良されるものと思います。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 林田君。

2番（林田耀宏君） 何回も話したがということでですね、団員も言っております、新、今度の部長もそういうふうに言っておりましたものですから、おいおいということであっても、早めにですね、していただければ有難いかなと思います。

そして、そのメールの件につきましても、部長がですね、言うのには、もう慌てているので、一斉に同時に送るということはなかなか難しいので、そこも一つ消防本部の方にですね、今、システム上、そう大して資金もかからずにあるそうです。例えば、私たち、企業もですね、月3,000円でですね、5,000件ぐらいはお客さんにメールを送れますので、そういうのがありますので、不可能ということはないと思うんですよ。そのへんも改めてですね、再度要望していただければ、ス

ムズな、団員も活動ができると思いますので、そこも改めてまたよろしく願いいたします。

それと、この自主防衛のことですけれども、防災訓練ですけれども、これは防災訓練をしているだけでも随分違うということですね、もうデータもありますので、こういうところも是非していただければ有難いと思います。そして、専門家を招いてということもありますので、本当によろしく願いいたします。湯北地区でもですね、この前、とりあえず自主訓練をですね、自分たちでも計画しようかと考えて、向こう三軒両隣だけでもですね、どうにかならんかなという話もありましたので、そういう機会をつくって下されば大変有難いと思います。

なお、スカイドームの方につきましては、ですけれども、ここが道路がですね、浸かっておりましたから、一番心配でございましたけれども、本年度からゲートが出来るということで、よかったなと思っておりますけれども、この前も大雨で排水がですね、できたお陰でよかったということで言われておりましたので、効果があるものと期待をしております。

この節電計画につきましてですけれども、一応広報紙ですね、私も見せてもらいました。ちょうど今、総務課長の中原課長も、生涯学習の課長でございましたので、併せてまたこの次の広報のときですね、家庭でできる節電ということで、ローソクの日というのをですね、一回つくっていただければ有難いなど。家庭で例えば週1か月1でもいいですので、家族でローソクをつけて過ごしてみる。家庭の絆をつくる日ということですね、そういう御提案も今後徳育教育の中でも両方いいんじゃないかなと思いますけれども、そういったことは可能でしょうか、お願いいたします。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 家庭の絆の日というようなことで、前、私も生涯学習のときにいろんな御提案をいただきまして、すごいなというふうに思っておりましたけれども、この度は節電意識を高めるための施策として、ローソクの日をというような御提案でございます。そのローソクの日発想につきましては、私、ちょっと発想できませんでしたがけれども、先ほど申しましたように、家庭でできる節電、一つに窓にはカーテンやブラインドをとか、エアコンは28℃を目安にとか、フィルターをこまめに清掃と、また冷蔵庫におきましてはドア等々の開閉等をですね、素早くやると、テレビは見ないときは消すというようなことですね、広報あしきたの方で家庭のできる節電というようなことをお願いをしたところでございますが、個人的には大変楽しいような気がいたします。家庭でできる節電の中に入ろうかと思っておりますので、しばらくはそのように考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 林田君。

2番（林田燿宏君） はい。よろしく願いいたします。

これは一応そういったことで、書いていただくだけでも、実行するせんはですね、その家庭の問題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この温泉につきましてですね、一番でございますけれども、今これだけ温泉がありましたもので、そういうことを自家発電のことを考えましたけれども、大変設備がですね、かかるということでございますので、また検討をよろしく願いたいと思います。

それでは、一番、今回またお願いします先ほどの伝達手段でございますので、そこは改めてまたお願いいたしまして、終わります。

それではですね、いろいろと防災につきまして、町当局の前向きな答弁をいただきましたので、町民の皆様も安心されていることだと思っております。しかし、この天災につきましてではですね、もう人間ではどうも到底力の及ばないところもありますので、この防災の訓練などを通してですね、一番大切な一人一人が責任のもとでの防災の意識というのを住民の方にも理解していただくことが一番じゃないかなと思います。家族や隣人、そして地域の皆さんの人たちの絆づくりができて初めて心の輪が広がっていくと思っておりますので、それを節に願いまして、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤井公明君） 林田君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

梅雨前線も発達しまして、芦北球磨地方、警戒警報が出ております。先の雨でも災害が出ておりますが、この時期、災害が最小限に終わるように願ってやみませんけれども、この災害に対しての執行部におきます危機管理意識はもっておられるというふうに思いますので、万全を期してもらいたいというふうに願っております。

それでは、今定例会におきまして2つの問題について、町長と農業委員会会長に質問をいたします。

1つは、行政情報公開へのさらに徹底した取組みについてであります。1つは、農業委員会事務局長の専任化と農業委員会等に関する法律第6条3項の規定の積極的運用についてであります。

まず、第1点の行政情報公開へのさらに徹底した取組みについて、町長に質問いたします。今、まさに情報化社会であり、世界の動きを瞬時にして情報が得られる時代になりました。情報の共有という点で、インターネットは現代になくはなら

ない情報機器となっております。ところで、昨年9月作成され配布されました本町の行政改革実施成果報告書によりますと、これですけれども、この7ページの欄に行政情報の公開の項があります。そこに成果として議会に対する説明のほか、町民への行政情報の積極的な提供を行いましたとあります。私は、昨年12月、また3月議会でも少々触れたというふうに思っておりますが、委員会等でもですけれども、果たして町民、議会も含め、満足する情報説明がなされているのでしょうか。まだまだ私は不十分と受けておりますが、皆さん方はいかがでしょうか。例を挙げますと、首長交際費について、近隣市町村をはじめ、多くの自治体が毎月支払日、その目的、支払相手、項目、内容、支払日、支払額を、市町村のホームページで公開しております。

そこで、質問の第1点は、本町町長交際費については、その具体的支出基準及び公開基準を定めて、本町ホームページで公開するように早急に対応する考えはないのか質問するものであります。また、この行政情報の公開の欄にですね、改善事項の成果として、町政に関する正確でわかりやすい情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供の基準を作成し、情報の提供体制を整備しましたとあります。ほかの市町村に比べて、本町は情報提供は整備されているというふうに私は思っていないわけでありましたが、今まで以上に多くの行政情報を町のホームページで見られるように整備してはいかがかというふうに考えますが、これが第2点の質問であります。

次に、第2の質問、農業委員会事務局長の専任化と農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定の積極的運用について、町長、農業委員会会長に質問いたします。今年4月1日付けの人事異動で農業委員会事務局長を専任としております。3月定例会での予算審査等でも何ら説明もなかったと記憶しております。そこで、今回、一般質問という形で専任した理由について、何であったのか、また農業委員会会長からの要請によるものか質問をいたします。

次に、農業委員会等に関する法律第6条3項の規定の積極的運用について、農業委員会会長に質問します。実は、私によく町内の出来事や、県政・国政に対していろいろと御提言をしていただき、また談話をさせていただく友人がおりますが、1年半前にこういう話をされました。それは芦北町にはいろいろな委員という人たちがたくさんいるようだがということで、それは教育委員、民生委員、選挙管理委員、そして農業委員というふうにあるよねと、教育委員は我が町の小中学校の教育や社会教育のこと、民生委員は高齢者や生活保護等を受けられる方々などの世話をする、選挙管理委員は町の選挙、県や国の選挙を取り仕切る、そして農業委員は農地に関する一切の事務を処理することになっていると思うがというような適確な役割も把

握しておられる話でありました。

そこで、農業委員だけど、選挙で選ぶことになっていて、何か議会の推薦を受けて農業委員になれるという話も聞いているが、農地の取扱いだけで、あんなに多くの農業委員が必要なのだろうかということでもあります。そして、また事務局も配置されておるわけでありますので、率直にそういう意見を私にぶつけてこられました。私は、そのときですね、今回、農業委員会事務局長が専任されたということで、何かわけあって専任化され、また効率よくやるために配置されたように感じておるといようなことを言ったというふうに感じております。記憶によりますと、平成10年9月にですね、議会推薦の農業委員会選出問題でいろいろとごたごたしたことを記憶しておりますし、私も1年生議員でございましたので、そのときは具体的には感じておりませんでしたけれども、改めて農業委員会等に関する法律でありますことを確認してみたのであります。この法律第6条が農業委員会に権限を提供しておりますが、第3項がその規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政長に建議し、またはその諮問に応じて答申することができる」と規定していることを再確認したのであります。我が国の農業は、今、ＴＴＰへの対応をはじめ、いろいろな対外的問題を抱え、本町の農業は米作をはじめ、デコポン、柑橘類、タマネギ、畜産など、また高齢者対策、後継ぎ問題、多くの課題が当面しているようであります。

そこで、今回のこの法律第6条3項の規定を真剣に受け止めて、まず農業委員会として芦北町町内の農業及び農民、すなわち農業従事者に関する事項について意見を公表するなり、芦北町の農業振興の責任をもつ芦北町町長に建議、すなわち意見を提出する考えはないものか。そんな議論は今までの農業委員会の会議等でされなかったのか、まず農業委員会会長に質問をするものであります。

第3点は、参考に他の行政長の諮問に応じて答申する権限が規定されておりますので、芦北町町長として本町の農業振興及び農業者に対する具体的施策について、農業委員会に諮問して、その答申に従って、さらに有効、適切な農業振興を講ずる考えは町長にないものか質問するものであります。

以上申し上げ、明快な答弁を求めまして、第1回目の質問を終わります。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

芦北町情報公開条例及び芦北町長交際費取扱要綱に基づいて、公開を行うこととしておりますので、広報あしきた6月号において、現在公開したところでございます。なお、お尋ねのホームページの公開につきましては、現在準備中でございます。前向きに取り組んでまいりたいと思います。

次に、ほかの多くの行政情報をホームページで見られるようにということですが、御存知と思いますけれども、現在、本町の公式ホームページには、町の施策、計画などをはじめ、イベント情報など、5部門、32分野、151項目にわたって掲載をしております。また、各種申請等、54種類も併せて掲載しております。今後も引き続き、住民の皆さん方の満足度を増すための各種情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、農業委員会事務局長の兼務の件でございますが、平成21年4月に実施いたしました本町の機構改革で、御指摘のように、農林水産課長を農業委員会事務局長兼任としたところであります。ところが、同年の12月に行われた農地法の改正によりまして、農業委員会の事務が大幅に拡大されております。このことに対応できる組織とするため、兼務を解くこととしたものでありまして、なお機構の変更にあたりましては、総務課長を中心に毎年実施している人事ヒアリングの結果報告を踏まえて行ったものであります。改正農地法によって生じた新たな業務につきましては、農業委員会事務局長から答弁させます。

最後に、農業委員会に農業振興策等を諮問してはどうかということですが、芦北町におきましては、未来につなげる農林水産業振興基本条例を制定して、その諮問機関として懇話会を設けております。懇話会には農業委員会の事務局も所属しておりますので、農業委員会に振興策を現在のところは諮問するまでもないと考えているところでございます。

以上、答弁を申し上げます。

議長（藤井公明君） 早川農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（早川純一君） 皆さん、おはようございます。

改正農地法によって生じた新たな業務につきましては、農地の権利異動に伴う現地調査が強化されたこと、また年1回の農地利用状況調査が義務化されたこと、遊休農地対策が農地法へ移管されたこと、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地利用集積円滑化事業が創設されたことなどが主な業務でございます。

次に、の意見の公表、建議に関する農業委員会会長へのお尋ねでございますので、会長と十分協議を行いました結果、事務局の方で対応するようにとの委任を受けておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。改正農地法施行以来、毎年度、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検評価を実施いたしますとともに、次年度の目標及び活動計画案を策定し、ホームページにより幅広く公開をしているところです。また、毎月開催をしております総会の傍聴をはじめ、議事録の閲覧やパブリックコメントによる町民の意見募集など、積極的な活動を展開しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、町が行います農業経営基盤強化促進法に基づく要件設定等につきましても、農業委員会の意見を十分に聞かれ、実施されているところです。

以上です。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） それでは、第1の質問からいきたいと思いますが、これは交際費についてはですね、どこの町村でもですね、透明性という形でいろいろ町民・市民からの説明責任の中で、情報公開という中で、誰でもが見られるように今、インターネットで即座に見られております。本町ではですね、幸いに6月からは22年度の公開をされたということで、私も理解をして見たわけでありましてけれども、私は高い低いの問題よりも、よく委員会で町長交際費についての用途について問題になるときに、執行部からはですね、上京して多くの事業に対する国・県の施策を取り付けてですね、そういう多岐にわたる町長の任務であるから、交際費はまだ足りないようなことも言っておられますので、それはそれであるならばですね、公開して、こういう名目でちゃんと使っておりますよということが先ですね、私はそれからの論議になろうかと思うんですよ。他町村にない使い道もあるわけですので、それから透明性、堂々とかいう交際費は使っているということを読めばですね、私は高い低いの論議よりも、その方がいいかなというふうにいつも思っておりましたので、そういうふうにありますし、もう公開基準例とか、それもほかのところを見比べてですね、本当明確にですね、してありますので、今後、ほかの基準はですね、定めたとありますけれども、この町長交際費による基準等もですね、早急にされまして、年に1回の報告じゃなくして、毎月、その用途が公開されればですね、私はいいのではないかとこのように思いますが、町長、もう一回、明確な答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 後で具体的には総務課長に答弁させますが、ただいまの御意見はしっかりとですね、受け止めまして、参考にさせていただきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 今回、芦北町交際費取扱要綱ということで告示をさせていただきました。その中で中身につきましては、非常に計画に、皆さんがご覧になって、すぐわかるようなことで考えて作成をさせていただきます。

それから、公開につきましては、今の時期に、ある程度、6月ぐらいに年1回公表をするというような形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） それは広報紙ですか。広報紙では今年からなっておりますが、いわゆる私は月1回ぐらいは、毎月こういう形でやっている。個人情報保護条例に抵触する名前とかはできませんけれども、ある程度の要するに基準を決めないといけないと思うんですね、交際費については。これは町長交際費として使うという、その基準を定めて、そして公開に対する基準も定めるという形を検討すべきではないかということですので、大まかに1年に1回公開するんじゃないかなと、そういう形の公開を私は望んでいるというふうに思いますので、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） ホームページの公開等々がございますけれども、先ほど町長の御答弁の中で、現在準備中であるということでございますが、できるだけ早い時期に登載をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

失礼いたしました。月に1回出したらどうかということでございますので、今後の検討課題にさせていただければと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 町長がやれと言え、すぐ執行部は動くと思いますので、そういうふうに要請をしておきます。

それとですね、この7ページの方に、先ほど冒頭、登壇して言いましたように、整備をされたということで、整備されたように感じました。後でインターネットを見てみて、入札契約情報なんかは見られなかったんですよ、前は、はっきり言って。これは多分4月1日からか、5月からは見ましたけれども、そういうのは情報は得ましたし、ほかのところはですね、もう逐次、もう入札情報なんかはですね、見られよったんですよ。そういうことですね、多岐にわたってということで、行政情報としてですね、そういう提供はやはり今やっているのではなくて、よく聞きますと、他町村のことはあまりですね、どこがこうだからと言いたくはないんですけども、皆さん方もプライドもあるだろうし、なかなかですね、ほかのところはどうかのこのということにはなりませんけれども、やはり連携したですね、市町村連携の中でですね、やはり高いレベルの情報公開をもっているところには、やっぱり習い学ぶということは、私は大事なことと思いますし、御存知のとおり、昨年10月の熊日の情報公開ランキングにはですね、はっきり言って39位か何かで載っております。その調査の方法がどうかのこのことかもしれませんけれども、あっさり言って、やっぱり情報公開は条例で定めてもですね、やっぱり提供するやさしさがなからんと、私は情報公開という形ではいけないんじゃないかなと思いますので、もう一度、町長、情報公開という形においてですね、町長の明解な答弁をお

願いたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 議員のおっしゃるとおりでございますので、先ほども申し上げましたとおり、住民の皆さん方の満足度をですね、上げるような、そのような取り組みをしてみたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） そういう中でですね、この1番は最後にしますが、情報公開の審議委員がおりますよね。予算も今回は2万5,000円しか23年度は組んでありませんけれども、こういう方々は何を、各課長に選任されておるんですか、それとも民間がおられるんですか。その点をして、何を会議で昨年度はしたのか、それを1点お聞きしたいというふうに思います。

議長（藤井公明君） ちょっと答弁の検討をされるそうですので、暫時休憩します。

- - - - -  
休憩 午前10時57分  
再開 午前10時59分  
- - - - -

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 御指摘の点でございますが、芦北町情報公開審査会規則というのがございまして、その中で審査会の委員は識見を有する者のうちから町長が任命するということでございます。その中でいろんなですね、準備はしてあるわけでございますが、開示要求とかの件につきまして、非公開しなければならないというようなときに、この審議員さんたちに御参集をいただきまして、審議を行うという形をとってありますので、御理解をいただきたいと思います。

審議員の名前まで。

議長（藤井公明君） いや、名前は公表するんじゃなく、何名でいいです。

答弁準備のため、暫時休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時00分  
再開 午前11時01分  
- - - - -

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 委員の選考につきましては、第2条でございますが、審査

委員会の委員は、先ほども申しましたように、識見を有する者ということになっております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） すみません、何回も。実は、先ほどの開示要求等がありましたら、そのときにその委員を集めるということで、まだその選任については行っておりません。そういうことですね、御理解をいただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 多分、予期しなかった質疑かと思えますけど、私は準備周到されとるかなと、情報公開だからですね。去年も組んであったんですよ、4万いくらか。質疑で5名て言っておられますよ、予算審議のときに。名前は公表されない。だから、それに執行部だろうというふうに私は感じて、こういう情報公開のですね、町民に対しての明確なこういう過程でですね、そういう人たちが加わるのかと思っただけですけども、ただ情報公開開示に対することで何らかのことがあったらするということだけということに理解していいんですか。こういう別にまださらに公開示・・に努めなさいとか、そういうことで審議する予算じゃないんですか。それじゃあ理解しました。2万5,000円という予算が組んであるものですからね、職員であれば、私は要らないでしょう。だから、外部だと思いますので、有識者というのはですね。予算に組むなら、早く審議を定めてですね、すべきでしょう。だから、それはすべきということを目指しておきますので、してください。

次に、第2の質問にいけますが、大変残念なことに農業委員会会長を要求したんですけども、なかなかですね、難しいという、難しいじゃないんですけどですね、あったんですけども、実は敬意を表しながらですね、出席していただければなあというふうですね、思ってたんですけども、局長に任命するということで、預けるということでしたので、それはそれとしていきますけれども、町長答弁で、また局長の答弁でも、法律改正等で事務が多岐になったということが一番の選任の理由というふうに思いますが、そういう中ではっきり申し上げて、20年の12月5日に全員協議会がありまして、21年度行政組織再編の基本方針等について説明を受けて、その資料もここに手元に持っておりますが、その2の(2)の に農業委員会と農林水産課の連携を強化し、町民の利便性を向上ということで兼務なったということで、私もですね、これには一つ部局があってですね、性格が違くと、法律上ですね、農業振興にもの申す委員会が農業委員会であると思うんですよ。いろんな町民側に立ってですよ、行政の予算執行において、やっぱりこういうのをするという、そういうことで部局が私はあると理解しておったもの

だから、課長が兼任することはあまり良くないんじゃないかなあというふうに考えて、全員協議会でもですね、少々触れたこともあると思います、その理由をですね。しかし、職員の給与面、財政面で効率的に行うならばということで、そういうことでその後は何も言わなかったんですけども、しかしながらですね、事務が多岐になったからということで、そういう兼務されたということであれば、さらにですね、今までも立派にやられとったというふうに思いますが、さらにこの3項に規定してありますように、役割というのを十分認識した委員会にならなければいけないというふうに思いますし、今後ですね、そういう会議が建議という難しい言葉ですけども、それは意見を申し上げるといふ、町長に意見を申し上げるといふことが建議という言葉で理解しておりますので、今まで私の冒頭の中で、したことはあるんですかと、そういうのを建議したことはありますかという質問もあつたんですが、今までそういうことはいかがですか。あつたんですか、なかったんですか、まずそれから。

議長（藤井公明君） 早川農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（早川純一君） お答えいたします。

これまでにつきましてはですね、自主的に農業委員の積極的な意見を言うということはございませんでした。ただし、先ほども答弁を申し上げましたが、農業経営基盤許可促進法に基づく利用権の設定等におきましてもですね、町に対して意見決定を行うようになっておりますので、そういったことで御理解をいただければと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 深くあれこれとは申しませんが、やっぱり今後の基幹産業であります農業振興に対してですね、お互い局と課がですね、切磋琢磨していくのが当然だと思いますし、町長もその件についてはですね、やっぱり農業委員会の委員の方々に対してもですね、そういうことの中でですね、やはり提言を答申をいただけるように諮問を今後してですね、あなたたちの委員会ではやっぱりいい意見はないのかという、そのくらいはですね、町長、言うのが当然だというふうに思いますが、今まで言われたケースもあるのか、今からどうしていかれるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） これまでには局長答弁のようにですね、あっておりませんが、農業委員会の設置目的とか、その役割からいたしますとですね、議員の御意見ももっともであるというふうに理解しております。今後、課題とさせていただきます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 今日、苦言を申し上げましたので、今後、さらなるですね、芦北町の農業振興、あるいは町民にわかりやすい情報提供に研鑽されることを切に期待を申し上げて、質問を終わります。

議長（藤井公明君） これで川尻君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分  
- - - - -

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺本順一君。

4番（寺本順一君） 皆さん、こんにちは。

はじめに、県の議長会の会長に就任されました藤井議長に対しまして、心からお喜びを申し上げたいと思います。今後、地方自治の振興に一段と弾みがつくものと期待しておりますのでございます。

3月11日の東日本大震災で亡くなりました多くの方々に、まずをもってお悔やみ申し上げます。また、避難生活を送られておられる多くの皆様方に対しても、心よりお見舞いを申し上げますのでございます。

今回は、3つの問題について質問いたします。

第1点は、東日本大震災に関する支援について、町予算からの支援は考えていないのか。2点目は、平成19年6月定例会におきまして質問いたしました佐敷小学校の机、椅子の導入について、他校への導入は佐敷小学校の実証結果を見た上で導入は進めたいとの答弁が行われましたが、その実証結果はどうだったのか。3点目は、学校全体の導入計画はどうなっているのか質問いたします。1点目は町長に、あとの2つは教育長に御答弁をお願いいたします。

3月11日に発生した巨大地震と巨大津波、加えて原発事故という日本人が初めて体験した3つの同時災害、この東日本大震災から3カ月余の月日が経過し、死者1万3,000人、行方不明者1万4,000人、9万人以上の方々が避難生活を続けられておられます。このような状況の中であって、被災した人々は見事なまでに自らを律し、公と私のバランスを保ち、愛する家族を失い、財産を失った中でも、投げやりになったり、あきらめたりせずに、強さを保ち、他者への思いやりを実践されてこられました。この試練のとき、肉親や友人を失った極限状態の中での行動に対し、諸外国が日本人の素晴らしさを讃えております。

このような苦しみと悲しみの中、3カ月が経過し、本町では多くの町民からの募金をはじめ、支援活動の輪が広がっております。地震発生後、1週間目の3月17日には、町議会全員協議会が開催され、甚大な被害を受けられました東海カーボン石巻工場への支援について、執行部から提案があった義援金、義援物資についての支援を決定いたしました。また、3月26日には、佐敷中学校生徒会がファーマーズマーケットデコポン広場において、義援金の募金活動を行っております。この活動に町長も参加され、支援に対する意識の高揚に努められておられます。一方、町民からの受付けの義援金についても、5月末日現在、660万円余の町民からの尊い義援金が集まっております。

このような支援状況の中で、私が残念に思っておりますことがあります。それは被災地に対して、町予算からの義援金の支援がないことでございます。3月17日の東海カーボンの説明のとき、私は町として一般被災者に対して支援することを一番に捉えることが筋道ではないかと発言し、被災地に対する町予算による支援を促しております。被災地の支援については、国民みんなが当事者意識をもって支え合うことが大事であり、また自治体同士の助け合いも大事でございます。我が郷土が誇る幕末の思想家、横井小楠は政にあたっては、公か私事かで考えるならば、自ずと答えは見えてくると言っております。今回の町予算の義援金については、身近な企業に支援することも大事ではありますが、もっとも大事なことは、被災地に愛の手を差し伸べることではないでしょうか。どちらが公で、どちらが私事であるかを考えるならば、自ずとその答えは出てくるものと思っております。県下の支援状況を見ましても、ほとんどの市町村が予算による支援を行っております。義援金の支援がない市町村は、それに見合う物資支援、人的支援など、それぞれ交付をして行っており、県内市町村の約85%が町予算による支援を行っております。先ほど述べましたように、被災者支援については、国民みんなが当事者意識をもって支え合うことが大事であり、また自治体同士の助け合いも大事であります。

ここで町長に質問します。町予算による支援は考えていないのか、町長の明解な答弁を求めます。

2点目と3点目の質問については、平成19年6月定例会、今からちょうど4年前でございますけれども、19年度予算で購入計画の佐敷小学校机・椅子を新しく買い換える約1,000万円の事業について、現在利用している机・椅子の老朽化による買い換えなのかの質問に対し、教育長は老朽化による買い替えでなく、最近、学校教育現場において、児童・生徒たちの情緒不安定やストレス等の問題が危惧されており、木質材料を使った木の温もり、木の香りが情緒不安定、疲れ、ストレス等の解消機能に非常に高い効果があり、佐敷小学校に導入し、そこで得られる効能

をあらゆる角度から実証し、その効果を検証しながら、今後、学校全体の整備計画において、町の財政状況を踏まえ、積極的に導入できるよう計画したいと答弁されておられます。

質問いたします。実証による効果はどうだったのか。また、全学校への導入計画はどうなったのか、教育長の責任ある答弁を求め、第1回の質問を終わらせていただきます。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

東日本大震災に係る被災地支援についてでございますが、町からの予算支援は考えておりません。支援の方法はそれぞれの自治体の考え方でよいと思っております。本町は役場本庁をはじめ、町内10カ所に義援金箱をいち早く設置いたしまして、多くの町民の皆様、企業、団体、そして小・中・高校生から一日も早い復興を願われて、多くの義援金を頂き、熊日新聞社を通じて送金したところであります。また、人的支援としまして、これまで2名、現在も1名派遣中であります。今後も要請に応じて、できる限り支援していきたいと考えております。なお、本定例会に人的支援に係る予算をお願いしておりますところでございます。

以上であります。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

効果についてですけれども、研究発表会、授業参観等で学校を訪問し、児童の授業、生活態度を確認した中で、木製の机・椅子は木の暖かみがあり、香りもよく、児童の落ち着いた授業態度が見受けられます。教職員へのアンケート調査結果も同様の意見でございます。また、木製は傷つきやすい反面、物を大切に作る姿勢が養われております。導入につきましては、今申し上げましたとおり、様々な特性が見られましたので、補助事業の活用など、財政的な問題もありますが、今後、各学校の導入計画を策定してまいります。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） まず、震災関連から質問いたします。3月の17日、東海カーボンの問題で全員協議会がございました。その席で藤崎副町長から、こういう支援を行いたいというようなことで説明があったわけでございます。内容は水あるいは食料、物資支援を50万円ほど考えておるといような説明であったわけでございますけれども、その折、私は50万円にこだわることなく、100万円ぐらいを限度としてやったらどうかというようなことを言っております。そのとき、やはり一

番に考えることは、一般被災者に対する支援を一番に考える必要があるのではないかと、筋道ではないかというようなことも、そのとき私はお願いをしたわけでございます。

県内の支援の実態をここで私が調べた範囲でお話をさせていただきたいと思えます。5月9日現在でございますけれども、県内45市町村のうち、31市町村が予算からの支援を行っております。これはもう新聞紙上にも何回か載りましたけれども、菊池市の5,000万円を筆頭に、町村では1,000万円クラスが8町村でございます。ついでに紹介いたしますと、和水町、南関町、大津町、菊陽町、あさぎり町、多良木町、南阿蘇村等々で、県内の町予算支援額は2億5,000万円という数字でございます。これを支援した数で割りますと、約800万円平均というようなことになっております。ちなみに、住民から受けた義援金の総額は約5億円で、予算支出の倍の額になっておるわけでございます。これは全市町村が行っております。先ほど町長の話にございました町内の企業とか、いろんな形での義援金の募金を行って、それを県の方に送る、そういう活動紹介がございましたけれども、この活動は全国どの市町村でも行っておることではなかろうかと思っております。町予算による義援金を実施しない市町村の中でも、人的支援あるいは物資支援を行っておる市町村が7市町村でございます。身近なところで、水俣市の例でございますけれども、義援金はありませんけれども、無洗米、洗わずに炊ける、恐らく米だろうと思えますけれども、10トン。それから、白米を3.4トンの物資の支援を行っております。また、熊本市も予算による支援はございませんけれども、人的な支援を中心にやっておるようでございます。事務職、土木職、消防職、医師、保健婦、福祉、その他174名が派遣されておるようでございます。主な県内の事例を申し述べましたけれども、県内45市町村の38市町村で、予算による支援か人的支援、あるいは物資支援を行っております。率にして84.4%となっております。国民みんなが当事者意識をもって支え合うことが、また自治体同士の助け合いの精神は大事でありまして、町予算により支援することは常識の範囲内ではないかと考えるわけでございます。これからでも遅くありません。大関山からの地下水から製造しております真っ清水でも結構ではありませんか。大きなトラックで運送して、水を送る。それでも私は十分なる支援だと思っております。ここらでそういうものを発揮すべきではなかろうかと思っております。

再度、町長の見解を求めます。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 熊本県下市町村の中で予算支援をしたところ、これは全部聞いたわけではありませんけれども、数例申し上げますとですね、ある町は自分の町が

被災したときに、予算支援をいただいたので、今度はそのお返しだというところがありました。もう一つ、今度は別の例を申し上げますと、自分の町で募金活動をしてなかなか見通しが立たないと、集まりにくいと。そこで、もう町で予算編成をしましたということ。実際ですね、その町は予算よりも低い募金しか集まっておりませんでした。だから、これはもう町で組んでよかったなあということをおっしゃっていました。その他ですね、複数の自治体の長がこう申されました。ある市が高額の予算支援を行ったためにですね、こらあ新聞に載るぞ、テレビにも出っぞと、こらあ町として村としてしとかんば何ちゅ言われるかわからんけん、だからしましたというところがですね、数力所ございました。ですから、そういう例を見ますとですね、必ずしも心のこもった義援金になってないんですね。それよりも、私は芦北町は交付税をいただいて、やっとなですね、行政財政運営をしている町でありますので、むしろその町民の皆さんから預かっている税金からするよりも、町民の皆さん方のお一人お一人のですね、真心に訴えた方が私は本当のですね、やっぱり支援になるんだというふうに今思っております。ちなみにですね、物資等につきましては、芦北町でももういち早く非常食を送っております。それと、JAは食料をですね、直ちに送りました。いろんな米を中心としましてですね、送っております。ですから、芦北町もいろんな分野でそれぞれが役割を果たして支援活動をやっているところでもあります。そしてまた、もう一つ申し上げますと、熊本県町村会、これでもですね、被災した3県につきまして、既にもう予算措置をしております。ですから、それはむしろもう私どもの町村を代表してですね、熊本県町村会がそういう措置をしたわけですから、これはですね、やはり先ほど申しましたように、本当の町民の皆さん方の真心をおつなぎするというのがですね、もっとも私は人道的支援であるというふうに考えております。ちなみに、寺本町長御在職中にいろいろ被災がってます。そのとき田浦町で予算支援を組まれたのかどうかですね、私が調べたところではちょっと確認できておりません。至近な例を申し上げますと、不知火の松合、これは世界のニュースにもなった悲惨な高潮の事故でございましたけれども、災害でありましたけれども、そのときはじゃあ当時の田浦町はいかがされたのかということですね、逆にお伺いしたいなと思うんですが、まあそれはよろしいです。そういうことで、私どもは今まで申しましたような思いから、町民の皆さん方の温かいお気持ちにお訴えするということが今日までまいりました。ちなみに、現在、義援金については大幅に残ることが確実という報道もなされておるところでございました。以上、御理解を賜りたいと思います。

議長（藤井公明君） 寺本君。

4番（寺本順一君） いろいろと例を例えて、特例といいますか、そういうものでお

話をいただきました。また、比較の一つとして、私の町長時代のことを引き合いに出されたようでございますけれども、私1年半の町長在任でございましたので、その時期に果たしてそういう災害があったのか、ちょっと調べてみなわかりませんけれども、私はそういう比較対象に、そういうことをすること自体がおかしいんじゃないかと、私はそういう概念をもっております。今回の支援において、企業への支援と一般被災地についての支援について、どちらが公の政と考えるのか、町長の見解をいただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 東海カーボンのお話が出ましたけれども、昭和57年に田浦、そして芦北地域は大洪水に見舞われました。このときは災害救助法を適用され、自衛隊からもですね、救援活動も行われたわけでありますが、その折、東海カーボンから旧田浦町に多額ですね、義援金をいただいております。そういうことを考えますとですね、やはりいち早く対応すべきであるということが一つ、そしてもう一つはですね、一般の方々への被災救援でありますけれども、このときにはもう既にですね、募金活動を開始してたんですよ。ですから、それはもう1日2日で集まるわけじゃありませんから、やはりある一定の期間を経て、それを取りまとめお届けするわけですから、もう東海カーボンに支援を決定したときには、既に一般の募金活動は開始しておりました。ですから、いずれも大事であります。そして、東海カーボンは我が町にとっては大事な大事なですね、やはり地場の経済の活性化、雇用の安定、あるいは人口の定住化、あるいは財政面でも大変貢献を歴史的にいただいたところでありますので、これはですね、やはり法人といえども、人と書きます。やはりそこには心が通じてあって然るべきだと思います。そういうことで両方大事でありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） 私は、今回の町長の行動に対しまして、一番の企業に、さっき言われたように、支援するのもそれで結構なんですよ。やはりこっちをするときはですね、やはり一般被災地のことも考えて、こっちも町予算で出しておるんですから、一般被災者に対しても町予算をすべきじゃないだろうかというような考えをもっております。そのことに対して。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 結論は出ないようでございますので、私が御提案申し上げたいと思いますが、ただいまの寺本議員のですね、御提案が芦北町議会の全会一致の御提案であれば、直ちに取り組みたいと思いますので、まずは議長とどうぞお話し合いをなさってください。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） どこまで議論しましても、恐らく平行線だろうと思っております。町民の方にですね、この問題を問うてみたんですよ。町民からどういう返事が返ってきたと思いますか。町として恥ずかしいという、直接、そのときぼって返った言葉がそういう言葉でした。この言葉を町長はどう受け止められますか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） まあ町民の方が2万人もいれば、いろんな意見がありましよう。私の耳にはそんな言葉は届いておりませんし、まあほかの議員さん方がどうなのかですね、ということでございます。いろんな意見があるんでありましよう。だから、もう重ねて申し上げます。議会の皆さん方の統一したですね、御提案であれば、直ちに取り組みます。本町としては予算支援は考えておりません。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） 企業の問題に対しては、いち早く議会の方に、全員協議会を要請して開いた。一般のことについては、開かずに、議員総意であればいいですよという、そういう答えの出し方はいかなものかと、私、考えます。そのような考え方では、この町を誇りに思っておる町民の方々が恐らく、私個人の考えでございますけれども、がっかりされるんじゃないかというような気持ちを今持っております。また、子どもの教育にも悪いと思っております。これは私個人の考え方でございます。そういうことで、この被災地の問題についてはいろいろと申し上げましたけれども、意見の食い違いもあるようでございます。先ほど県内の実態を申し上げましたように、84%という市町村がそういう活動を行っておりますので、一つそういう県内の実態といったものも参酌しながら、まだまだこれから続きますので、一つ考えていただければと考えております。真っ清水でも町予算で買って、それをやっても結構なんですよ。額は問いません。100万円でも200万円でもいいんですよ。心が通じれば、それで私はいいいんじゃないかと思っておりますので、この問題は以上をもって終わりにさせていただきたいと思っております。

次に、教育委員会、教育長にお尋ねをしたいと思っております。授業参観のときに、結局、見て、何かそういう結論を出したとまでは言いませんけれども、木の机が良かったというようなことをちょっと言われましたけれども、学校と教育委員会、この問題で話し合いをされたり、あるいは文書によって問題の追及をされたか、そういったところを具体的にお願いしたいと思っております。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） 答弁の中でも申し上げております学校現場につきましても、調査をいたしております。今後についての調査をいたしております。学校現場につ

きまして、教職員に調査をいたしております。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） これは後で調べればわかることでございますけれども、私はなぜこの机・椅子の導入についてこだわりをもつかといいますと、まだ使える机・椅子、立派な机・椅子があるのに、それを結局、木の机にやり替える、それも膨大な予算ですよ。1年間で1,000万円、芦北、佐敷小学校は2年かかっていると聞いております。それは恐らく2,000万円近くなったのか、2,000万円を超えたのか知りませんが、そういう膨大な予算によって導入をされておるわけでございます。私は、19年の6月議会の中で、物を大事にすること、辛抱して使うこと、それが教育ではないかというようなことを発言しました。まだまだ使えるやつを、結局やり替えるということ自体、非常に緊縮財政の中で予算的にも問題があるんじゃないかというようなことで、この問題を質問したわけでございます。

それともう一つ、町の総合計画の中に、全く位置付けがなされてないということ、なぜなのか。1,000万円、2,000万円という大きな備品購入について、全く町の振興計画の総合計画の中に位置付けてないということ自体、私は疑念をもっておるわけでございます。教育長、そこらの一応答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

導入時の趣旨も申し上げておりますとおり、木製の机・椅子におきましては、肌触り、そしてまた暖かみ、香り、総合的な、化学的な各熊大でありますとか、愛知教育大学でありますとか、九州大学等でのそういう調査結果も出ております。そういうものを佐敷小学校の中で我々は導入して、そしてこれまでにその効果をずっと調査してまいったところでありました。その結果、授業の中で子どもたちの落ち着きでありますとか、そしてまた、物を大切にしたい、するという、そういう子どもたちの心も培われてきております。こういうものを私たちはしっかり見極めて、これからも計画をしていきたいと思っております。また、今おっしゃいましたその総合計画の中になんないんじゃないかというようなことでございますが、教育環境の整備の一環として、これは位置付けておるものと私どもは認識をいたしております。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） 既に4年が経過いたしました。最初、この場で答弁した、結局、今後導入計画を立てて、各学校いたしますというようなこと、全くその問題が解決されていないわけですね。今後、私は逆にですね、導入されない方がいいんじゃないかと。なぜかと言いますと、予算の問題が一つ。使えるやつをやっぱり辛抱して使う、そういう形でやることも教育の一環だと思いますので。教育長の答弁を聞いて

ておりますと、内容がちぐはぐでございまして、ちょっと理解できない点もあるわけでございます。どうも4年前の答弁、現在の形、それを考えた場合、私は騙されとっとじゃなかるうかというような感じさえ受け止めるわけでございます。議会政治の中で、やってはいけないことが一つあるといわれております。それは何だと思えますか。急な質問内容でちょっとわからんと思えますけれども、議会政治の中でやってはいけないことは、嘘をつくこと、これだけは駄目というようなことになっております。どうも私、4年前から、今回見ておりますと、そういう感じを受けますので、今後そういうことが一つないように、お互いですね、これはお互いの問題でございます。お互いないように、一つ気をつけていきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） 私は、嘘を申し上げておるつもりではございません。この年次計画、この導入計画につきましては、その木製の机・椅子の子どもたちの情緒安定な経過をしっかりと眺めながらというようなことでございますので、1年や、短期間でのですね、そういう事業効果というのは期待できません。今やっとそういうものを積み上げてきたところでございますので、嘘は申し上げておりません。

以上でございます。誠実に答弁申し上げます。

議長（藤井公明君） これで寺本順一君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため休憩し、午後1時より開会します。

- - - - -

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

- - - - -

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、坂本君。

1番（坂本 登君） 皆さん、ご苦労さまです。日本共産党の坂本登です。議長の許可がありましたので、与えられた時間内で一般質問をいたします。

はじめに、先日、6月11日、12日の大雨の折、土曜、日曜、休日にも関わらず、昼夜を問わず、職務を全うされました役場職員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

3月11日、東日本大震災、福島第一原発の事故の発生から3カ月を過ぎました。犠牲になられた多くの方々への哀悼とともに、すべての被災者の方々への心からのお見舞いを申し上げます。被災地では今もなお9万人近い人が避難所生活を余儀なくされています。大震災により被災され、被害を受けた全ての人々の苦しみ、悲し

みが軽減され、涙に暮れない日がくることを心から願っています。また、被災地で寝食を共に救援活動に参加し、被災地の復興に御尽力いただいている自治体職員、関係団体、ボランティアの方々一人一人の安全を願うとともに、心から敬意を表します。

国難ともいえる社会情勢の中で、今の国会を見ていると、不信任案を出したかと思えば、今度は大連立騒動に菅総理の早期退陣要求など、主権者である国民に背を向け、党利党略の権力争いに終始していて、国権の最高機関としての国会の役目を果たしていないと思います。

阪神淡路大震災での教訓は、開発優先の復興により地域を分断させ、人間が生活する上で大切な人と人とのつながりをばらばらに破壊してしまい、自殺者を増加させ、高齢者の孤立と孤独死を増加させました。東日本の被災地の復興は、大企業、行政主導の復興計画の押しつけは、阪神淡路大震災での教訓を生かしていません。同じことを繰り返さないとの反省の上で、国として総力を上げ、全ての知恵を総結集させ、国家プロジェクトとして地域住民の福祉、暮らし最優先の復興を目指すべきです。

日本共産党は、震災後直ちに東日本震災救援募金活動を党内外で取り組み、現在まで6億5,000万円の募金を被災地の自治体及び農協、漁業組合などに届けています。志位委員長をはじめ、党の幹部、国会議員が被災地にお見舞いと調査に入り、被害の実態調査と住民、自治体の声をしっかり聞き、地域要求、住民要求を第一に考えた復興計画を提案しています。

私は、町政に対して、町民全体の立場に立って、良いことは良い、悪いことは悪いと、はっきりものを言います。

それでは、先に通告していました問題について、順次質問をいたします。

1、町長交際費の削減について、4つのことをお聞きいたします。3月定例会で、私は、芦北町の町長交際費は他の市町村と比較して多すぎるとして、一般会計予算に反対をしましたが、皆さんも御承知のとおり、反対討論中に議長から討論は短く簡潔にと中断されてしまいました。いくつかの問題点を上げ、なぜ反対なのか明確な理由を述べることができませんでしたので、今回、一般質問で取り上げることにいたしました。また、質問通告書を提出するにあたりまして、通告の要旨は詳細に記入することと明記しておりますので、それに従い、今回は特に詳細に記入して質問通告書を提出いたしましたので、わかりやすく明確な答弁をお願いいたします。

1つ目は、今日厳しい財政危機の中で、政府も全国の地方公共団体も事業の見直し、削減、事業仕分けなどで経費節減に努めています。県都である熊本市は人口73万人で、政令指定都市を目指しています。人口が芦北町の約35倍にあたる熊本

市の市長交際費は171万円です。これに比べて芦北町の町長交際費は本年度当初予算で300万円です。財政規模、人口比から見て、町長交際費は多すぎると思います。これについて、町長はどのような認識をしておられるのかお伺いいたします。

2つ目は、熊本市は約10年前より、市長交際費の取扱いについて、熊本市交際費取扱指針、交際費支出基準額表、交際費取扱指針の運用について、熊本市交際費公開指針の4つの文書を確定して公表しています。市長、副市長交際費の予算執行の内訳明細については、毎月ホームページに掲載しています。このようにして、市長交際費の大幅削減、透明化を図っています。先日、芦北町情報公開条例に基づき、平成22年度町長交際費の内訳を見せてもらいましたが、項目の内容を修正インクで消している箇所がかなりありました。町長交際費の内訳を見ると、金額が多だけでなく、透明性がありません。また、交際費の趣旨、支出する相手方や支出項目の区分等を示す取扱指針などの明確な基準やガイドラインが決められているのかどうか疑問です。決められていたら、内容をお答えください、決められていないなら、直ちに作成すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、熊本市長名で発信される弔電の発信相手方について、熊本市では市政運営に関係の深い4つの区分に該当する方、及び職員においては血族、1親等以内の者、または同居の姻族1親等の者が死亡した場合に限り支出できるとなっています。また、弔電の予算は市長交際費に計上されています。芦北町では町長名で発信される弔電は、亡くなった町民の方々の喪主に対して発信されていますし、予算は町長交際費ではなく、総務費、役務費で計上されています。弔電の相手方については、一定の基準を設け、予算は総務費ではなく、町長交際費に計上すべきではないかと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

4つ目は、広報あしきた6月号に、平成22年度町長交際費の内容が初めて公表されていましたが、その支出項目の内容で目立つのは、来庁者PR用特産品及び御樽代として、ある特定酒造業者の特産品が年間交際費支出総額約263万円の半分以上を超えています。町内の生産者、業者などは、不況の中で町の特産品などを製造し、一生懸命に頑張っています。特産品の宣伝という名目ではありますが、来庁者に税金である公金を使用して、特定業者の特産品を手土産などとして持たせるということは、見直すべきだと思います。公職選挙法では、選挙で選ばれ公職にある者は、冠婚葬祭にあたって選出された自治体の有権者に対しては、一定の制約がなされています。現職の議員、または立候補予定者には選挙告示の90日前からは、寄附行為などに対しては罰則が決められています。公職選挙法のこの精神は、有権者の審判を受け、公職にある者は重く受け止めることが重要だと思います。国難といわれる東日本大震災、福島原発災害などによる復興には巨額の財源を必要としています。

自治体の長として、町長交際費の基準、相手先、項目などを見直し、大幅な交際費の削減を図るべきだと思います。これらのことを勘案し、本年度当初予算で300万円が決まっていますが、残された期間、交際費の思い切った節減に心掛けていただきたいと思いますが、町長の決意のほどはいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

次の質問に入ります。町営住宅建替え計画について、2つのことについてお聞きいたします。

1つ目は、憲法第25条では、全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有するとなっております。これに基づく公営住宅法は地方公共団体に住宅環境の整備を求めています。町内には老朽化した町営住宅がいくつかあり、これらの老朽住宅は耐震問題、環境、衛生問題などで、いくつもの問題を抱えています。芦北町は少子高齢化、低所得者の増加などの中で、老朽住宅の建替え計画について、どのような考えをもっておられるのか答弁をお願いいたします。

2つ目は、町営住宅そのものの補修、環境整備と併せ、住宅内の補修など、切羽詰まったものがあります。緊急を要する補修など、どのような手段で把握されているのですか。また、老朽化した住宅の補修、環境整備に年間どの程度の予算が組まれているのですか。出されている補修工事の要望などに十分足りているのですか。答弁をお願いいたします。

最後の質問に入ります。芦北町地域防災計画の見直しについて、1点だけお聞きいたします。東日本を襲った巨大地震、大津波、福島第一原発事故と、想像を絶する災害に遭遇し、政府、各地方自治体とも、あらためて防災計画の見直しに迫られています。布田川・日奈久断層帯は、阿蘇外輪山の西側斜面から八代海南部に至る活断層帯で、田浦から御立岬、八代海南部を通る約101キロメートルの活断層です。芦北町は鹿児島県の川内原子力発電所から直線距離で約60キロメートルの距離にあります。芦北町地域防災計画では、大津波、大地震に対する計画はありますが、今度の巨大地震、巨大津波の教訓から、対策の見直しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。また、芦北町地域防災計画第26節、海上災害対策計画に大量の放射性物質の放出があったときに、どう対応するか少し触れられていますが、原発事故については全く触れていません。鹿児島県の川内原発、佐賀県の玄海原発の事故が発生した場合の対策も入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。町長の明確な答弁をお願いいたします。

以上をもちまして、本壇からの質問を終わります。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

町長交際費についてお尋ねでございますが、そもそも町長交際費は御存知と思えますけれども、町政の円滑な執行を図るために、私、若しくは代理の者が町を代表して外部との交流を図るために支出する経費でありまして、支出につきましては、社会通念上、妥当な範囲で、必要最小限にとどめるよう、総務課長が判断して行っております。また、交際費の中には、企業などが行う取引先への接待費あるいは飲食費などは含まれておりません。もっぱら公益に資する町の発展に役立つように、公的な活動を円滑に遂行すべく活用しております。重ねて申し上げますが、交際費につきましては、町長判断ではなくて、総務課長がその用途、金額等について判断しております。以下、具体的には総務課長から答弁させます。

続きまして、町営住宅の建替えについてでございますが、この計画につきましては、旧芦北町、旧田浦町において、合併前に策定された住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画を参照しながら、合併後、平成18年3月に芦北町公営住宅等10カ年計画を策定しました。この計画をもとに老朽化した住宅の建替え等を進めております。具体的な内容及び補修、環境整備に係る件につきましては、担当課長から答弁させます。

次に、防災計画の見直し、特に川内、玄海原発の事故が発生した場合への対策ということでございますが、先に林田議員の質問と重なっておりまして、林田議員に答弁したとおりでありまして、国・県の計画を見まして、町の計画に反映したいと考えております。

以上であります。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） それでは、町長交際費の削減について、私の方から御説明をいたします。

まず、でございます。人口が芦北町の3.5倍ある熊本市に比べ、町長交際費が多すぎるのではという認識はいかがかと、多すぎということで、認識はいかがかとこの御質問でございます。財政規模や人口比が高い低いという理由で、交際費が多いとか少ないとかは一概に比較はできないものと思われまます。熊本市の例を申されましたが、熊本市に確認をしましたところ、市長交際費のほかに局長交際費もあるということでございますので、申し添えたいというふうに思います。

続きまして、でございます。取扱指針等の明確な基準やガイドラインを決められていたら、内容を教えてくださいとのことでございます。これにつきましては、取扱指針につきましては、芦北町長交際費取扱要綱を制定をいたしました。内容をこのことでございますので、第1条に趣旨を、第2条で支出対象を、第3条で支出項目を、第4条で支出額を、第5条で支出の内容の公開を、第6条で公開の方法

を、第7条で公開の時期を定めております。なお、発言の中で内容を修正インクで消してある箇所がかなりあるとのことですが、議員も御承知だと思いますが、議会の議決を経て、平成17年10月1日から施行された芦北町情報公開条例第7条、公文書の開示義務において、個人に関する情報及び法人その他の団体の一部において除くこととされておりますので、申し添えておきたいと思っております。

続きまして、でございます。弔電については一定の基準を設け、町長交際費に計上すべきではないかと思うがいかがかという御質問でございます。弔電取扱いについては、県内の自治体それぞれであります。調べたところでは、役務費で対象者が全市民、全町民であったり、また費目が印刷費というところもございました。対象者を熊本市のように限定する場合は、むしろ交際費で取り扱うべきと思いますが、本町におきましては、全町民を対象とし、弔慰を表すことについては、現時点では変更の考えはございません。

続きまして、でございますが、交際費の思い切った節減に心掛けていただきたいと思っておりますが、その決意のほどをというような御質問でございます。当然のことながら、常に節減を心掛けております。参考までに申し上げますと、平成22年度の支出額は263万2,250円となっており、執行率は87.7%で、約40万円近くの節減となっております。なお、御発言の中で、特定酒造業者の特産品が年間交際費の半分にあたる150万円と言われましたが、議員に開示しました資料では、特産品の額は115万9,380円になっておりますが、特産品の中にはほかに大関の水を使ったミネラルウォーター、さらにはデコポンやサラダタマネギ等の農産物も含まれておりますので、特定業者のものばかりではありません。焼酎につきましては、芦北の米と水を原料とした芦北町の特産品です。酒造業者の特産品ではありません。また、御樽料、PR用につきましては、全体の5分の4を町内の商店から購入をしておりますので、あわせて申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 山口建設課長。

建設課長（山口純志君） それでは、町営住宅の建替え計画について御説明申し上げます。老朽化住宅の建替え計画であります。現在、芦北町には19の町営住宅があります。このうち3住宅が建替えの計画であり、うち1つの住宅は建て替えが済んでおります。残りの2つの住宅につきましては、個別に用途廃止しながら建替え計画を進めております。

次の 番の住宅の緊急を要する補修等についてでございますが、住宅の緊急を要する補修等は、住まわれている住民の方及び班長、区長さんより連絡があり、その度に担当が現地を確認し、対応しております。また、住宅の補修、環境整備に係

る平成23年度の当初予算は5,700万円を計上しております。なお、補修工事等の要望には十分対応できていると思っております。

以上です。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 交際費の多いか少ないかの認識については、総務課長が支出しているの、町長の答えはありませんでした。町長の認識をお伺いしましたが、総務課長が担当しているということでお答えにはなりません。そこで、近隣の比較は一概にはできないという課長の答弁でしたけども、この社会通念上、妥当な範囲で必要最小限にとどめるよう配慮していますと、この6月の広報あしきたに、初めて町長交際費の公表が載っていました。ここにも書かれていますように、社会通念上、妥当な範囲で必要最小限にとどめるよう配慮しています、この言葉は近隣の八代市でも160万円、水俣市でも130万円、合わせて290万円の合計よりも高いという金額はやはり異常だと言わなければなりません。総務課長におかれましては、この社会通念上、妥当な範囲というのが、近隣市町村に比べて倍近くの予算額がどのような認識をしておられますか。総務課長に。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

先ほども若干申し上げましたけれども、隣町村の方はそういうようなお答えで、八代市160万円、水俣市を合わせると290万円というような金が動いているのに、そこら付近どう思うか。それに、妥当というのはどういうことかということでございますが、熊本市におきましてはですね、部局長あたりにも交際費というのがあるということでございます。大体1部局に17万円程度ということでございますので、単純に計算しますと、153万円かなというふうに思いまして、まあ足しましても324万円というような熊本市の状況にはなるのかなと思います。その中で社会通念上、妥当な範囲ということになりますと、特別にですね、ああこれは絶対変だなとかというような、通常、人間が生きていくこと、あるいはお付き合いをしている中で、これは当然ながら、お付き合いの中で出していくべき、あるいはお礼として出す、あるいは町のPR用として出すべきだというようなことを判断基準にやっておりますので、申し添えたいと思います。

以上です。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） これは総務課長、私、認識の違いですので、町民の方々がこの額をどう思われるか、普通の常識的な考えで考えていただければいいと思います。

の1から7まで基準はあると言われましたが、中身の説明がなかったと思いま

すので、もう一度、総務課長に中身の方を教えてくださいたいと思います。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） それでは、お答えをいたします。

先ほどございましたように、7つございます。第1条は行政の円滑な執行を確保するための趣旨等々が述べられております。それから、第2条に支出対象でございます。芦北町事務事業と密接な関係にあるものとか、町政について顕著な功績があったものというような方々を支出対象にしております。支出項目でございますが、7項目ございます。特産品、それから香典、御樽、会費、見舞い、お祝い、その他でございます。支出額につきましては、必要最低限度の支出に努めるものとするというふうに規定をされております。それから、支出内容の公開につきましては、3条に定める項目、あるいは支出額については支出項目ごとの金額等々が記載してございます。6条に公開の方法、広報あしきた及び芦北ホームページに登載するようなことで準備を進めております。第7条に公開の時期でございますが、当年度分を翌年度に公開をするものとするというようなことで作っております。あと8条、その他でございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 内容がですね、2条といいますか、具体的な内容は決められていないのでしょうか。発展、振興、功績があった方という基準ですね。どこまでが功績とか、あとは職員であれば、親族何等までとか、そういった具体的な指針まで決められているのでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

第2条の支出対象者でございますが、町政について顕著な功績があった者ということでございますが、今のところ、どういうものを顕著というような具体例というものはありませんが、通常、芦北町のことにかなり努力していただいた、あるいは芦北発展のために努力をしていただいたという方々はわかってくるのかなと思いますし、人よりも優れた人だというような捉え方を、私の場合しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、災害または事故等があったものにつきましても、災害に遭われたとか、事故に遭われたとか、そういう方々のお見舞いというようなこともですね、考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） やはりですね、ここはきちっと明記して、例えば民生委員、区長、町の何年以上勤務された退職者とか、そういうやっぱり細かな基準を設けられた方がいいんじゃないかと思いますが、課長、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 御指摘のとおりだと思います。今後、基準を考えながら、やっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） 基準を是非ですね、明確な基準を作ってください、町民の皆様に公開するようしていただきたい。堂々と公開するということですね。7条は年に1回公開するというふうにお答えをいただきました。先ほどの川尻議員のときにもちょっとダブるところがあるかもわかりませんが、年に1回じゃなくてですね、毎月やっぱりこういう広報あしきたに前月分の支出額、支出先などを掲載していただきたいと思いますが、そのへんは、課長、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

川尻議員の方のお答えの中にもございましたけれども、今度の広報あしきたのようとか、あるいは毎月インターネットで載せるとかという方法がございますので、研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） こちらの方もですね、町民の理解と信頼を得るためにですね、きちっと堂々と毎月毎月出していただければなと思っております。是非、早くですね、作っていただきたい、そのように思っております。

弔電の相手方で、これは今までどおり、交際費に入れることは計画はないと、今までどおりということでしたが、他町村でもこれは亡くなられた方全員のところもあれば、基準を設けて弔電を出して、これはまちまちだと思います。芦北町の場合は、全員に出しているということですが、全員に出しておられる根拠はどういった根拠で全員になっているんでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 先ほど答弁の中にございましたように、本町におきましては、全町民を対象として弔意を表すということでございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） こどもですね、他町村、いろいろな考えはあると思いますが、

やはり一定の基準を設けて、町長交際費から出しているところも多々あります。そういうことも検討課題に今後していただきたいと思いますが、そのお考えはありますか。課長、どうぞ。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 予算措置をしています財政担当課の見解とありますが、考え方を述べさせていただきます。まず、甲電に対する交際費の性質でございますけれども、交際費は対外的に活動する地方公共団体の長、その他の執行機関が、その行政の執行のために必要な外部との交際上必要とする経費とされております。一般的には甲電につきましては、町及び執行機関に関わりの深い方、先ほど熊本市の場合も質問がございましたけれども、町政の功労者あるいは職員、職員親族等などのですね、交際の要素を含む方のみに甲電を発出しているのであれば、外部との交際上必要な経費として交際費で支出することが適当と考えられますけれども、しかしながら、本町の場合は死亡届の提出された町民全部に対しまして、対象として発出をされております。行政サービス上の一環として機能している現状であり、このことを考慮しますと、死亡者全部を対象に発出されている甲電につきましては、外部との交際上必要な経費としての意味合いは薄く、一般経費として支出することは問題ないというふうに思います。

それと、総務課での計上をしている理由でございますけれども、2点ございます。1点目が広報あしきたでは、各号におきまして死亡者のお知らせを町民の方に行っております。また、防災行政無線を活用いたしまして、お悔やみ情報を提供するなど広報活動の一環として、死亡者に関する事柄が行政サービスとして提供されていること。もう1点が、お悔やみ情報におきましても、弔意を表していますが、あわせまして交際上必要でなくとも、町を代表して弔意を表すために、代表者である町長名での甲電発出を行っており、好意での広報活動と位置付けを行っております。以上のことから、町の所掌事務以外を所轄する総務課で予算計上をいたしております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 次に移らせていただきます。

特産品の名目で、一概に特定酒造業者のものだけではないと、課長答弁にありました。このデコポンやほかの町の産物の割合はどうなっていますか。答えてもらえますか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） デコポンあるいはサラダタマネギ、ミネラルウォーター等

の分析につきましては、今のところ、ここに資料等を持っておりませんが、先ほど申し述べましたように、5分の4を町内の商店、あるいは生産農協とか、そういうところから購入をしているということで御理解いただければと思います。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） この特産品の宣伝という名目ですね、この焼酎の割合が本当にこれは多いんですね。だから、PRするのがいけないと、そういうことを言うるわけではありません。町内の特産品、これを大いに宣伝をするのは、もちろん町長も重要性は秘めているわけですが、町の特産品の宣伝ということであれば、商工観光課の仕事として大いに活用してもらって、そのときに大阪や東京、どこでもその一環として町長も行って宣伝していただくというような考えは持っておられませんか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） ここ近年、地酒でございますね、夢あしきたとか葦分、それにミネラルウォーター等のPRを重点的に行っております。農産物あるいは海産物も大変、芦北町にはおいしいものがございまして、そういうものも考えておるわけですが、しかしかなり保存が効かないというような欠点がございます、量的にはなかなか難しいのが現状でございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） やはりPRも大事ですけど、この町外からの訪問者に対する町のPR品の配布及び出張時における訪問先への土産品ということで、263万2,259円の支出額のうち、115万9,380円という大半をですね、PRに使って、どれぐらいのPR効果といたしますか、こういうのが町にもたらされているのでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 効果については、実際数字的なものについては、現在調べておりませんが、かなりおいしいと、それから贈答品にしたいので送ってもらえんかというようなことがですね、度々ございまして、特に葦分につきましてはですね、何度もその多くのリピーターが増えております。そういうことで、かなり宣伝効果は上がっているのじゃないかなというふうに、私個人的には考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 私も焼酎を飲みますので、この味についてはですね、本当においしい焼酎だと思います。だから、このPR等は本当に反対するものではありません。

んが、この来庁された方全員に割合として多い焼酎をお土産として持って行ってもらうというのは、果たしてこれからでも町民の方に理解されるのかなというふうに思います。そのへんのところも重々、今後課題にさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 非常においしいお酒ということで、非常に評判がいいということでございますが、御存知のとおり、割と高価なものでございますので、それなりにその仕分けといえればおかしいんですが、それぞれの方々にだけと、全員の方にですね、来られた方に焼酎をやるというようなことは考えておりませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 今、来庁された方全員にやっているのではないということをおっしゃったので、そのようにしてやっぱりここも厳しい基準を設けてですね、渡す方、また持っていく先も、やっぱり町民の方々にきちり説明ができる基準を作っていたらいい、このように思います。

あとの交際費について、最後はですね、この国難ともいえる、こういう時期にこそ、300万円の当初予算は決まりましたので、決まったことに対して、私はとやかく言うことはしません。でも、前年度も263万円の執行率で、今年もやはり節減をしていただいて、なるべく来年度には減らすというような感じで、交際費の見直しをしていただきたいが、町長、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） おっしゃるとおりでございます。最小限の投資で最大限の効果を上げるというのは、財政運営上のもので、一つの基本でございますので、交際費も例外ではないと思っておりますので、今後努力をしてみたいと思います。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 町長の方から努力をしてみたいというお返事をいただきました。それで、町長に一つだけ、今までは総務課長に町長交際費の方を任せっきりだったと言われましたので、来年度予算からは町長の考え一つで100万円でも減らせる、その100万円にする、150万円にするためには、どういう基準を作った方がいいのか、ちゃんと課長作ってくれと、その基準を。そういう形で進言していただきたい、それならすぐできることだと思います。今年は予算は決まっているけど、使い切ることはないと今おっしゃいましたので、そういう来年度に向けて、そういうきちとした基準を作るように、自分も総務課長に任せっきりじゃなくて、そういう御意思がありがたいかどうか、最後にお伺いしたい、このように思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） その考えであります。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 是非、この交際費問題はですね、本当にシビアなもので、その使い道が住民の皆さんにですね、疑惑を本当にもたれやすい経費でございます。だからこそ、本当に今町民の方々、新聞にも載ってましたが、平均所得が170万円いかないぐらいの一生懸命切り詰めて生活をしていらっしゃる。その上で近隣の市町村よりも倍近い金額はどうしても納得できない、そういう電話が私のところに多々ありました。それで、やっぱりきちっとした公開をするという形ですね、本当に町民の理解と信頼を得ていただきたい、このように思って、交際費の部分の質問を終わります。

次に、町営住宅の問題については、10年計画を作っているということで、その計画どおりなかなかなかない部分もあると思いますが、町民の方からの要望も、区長さんや町の方から上がってきたら、すぐに実行しているということで、先日もいろんな話を届けましたところ、すぐに手を打っていただいて、もう本当に有難いと思っています。また、建設課に限らず、商工観光課の方にも公園の整備など、いろんな要望を伝えたとこ、その日にやっていただきました。そういった本当素晴らしいことに対しましては感謝を申し上げます。

あと、最後に原発の問題ですが、これは国・県を見ながら、本町に反映したいという答弁でした。そこで、一つ、二つですね、お伺いをいたします。一番大事なことは、もうああいう巨大な地震や津波が来たら、もう少しの時間でそれを防ぐような安全対策を果たして作れるのかといたら、本当に無理があるし、お金も、例えば堤防を15メートル、何キロにわたって造るなんていうことは考えられませんし、一番大事なことは、どう逃がすか、どう逃げる場所を確保するか。この町の防災計画では、裏山に逃げるというふうな明記がたくさん出てきます。お年寄りが簡単に裏山を駆け上がれるのかということもありますし、そういった避難場所、あとは日頃から訓練ですね、そういうのをしっかり明記して研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

防災計画におきまして、津波とか、想定外のものが来たときにどうするのかという問題でございまして、お年寄りたちが逃げるのには大変だろうというようなことでございます。防災計画におきましては、まず高いところに逃げましょと、その後、安全なところに避難ましょとということを基本に考えております。

それから、防災訓練につきましては、常日頃の訓練によりまして、ある程度のその対策がとれるのかなと思いますので、今後もですね、少なからずとも、そういうような気持ちで対策を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） お年寄りや小さな子どもさんたちをどういう形で避難場所まで連れて行くか、こういうことも本当に配慮していただいて、素晴らしいですね、防災計画を作っていただきたいと思います。

もう一つ、町長にお聞きをいたします。原発の問題であります、私、先日、川内に行っていました。そして、専門家のシンポジウムなどにも参加いたしました。もう私の今までの認識の甘さ、また何もわかっていなかったんだというのを痛感いたしました。そこで、この今までの原発行政において、安全神話というのが今度崩れ去ったと思うんです。この原子力発電所の安全神話について、町長の認識をお伺いしたいんですが、どのように考えていらっしゃいますか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 大変レベルの高いお尋ねでございますけれども、私個人で言わせていただきますと、安全神話はないなというふうに思っております。

議長（藤井公明君） 坂本君。時間もそろそろきますので、それでまとめてください。

1 番（坂本 登君） はい。素晴らしい答弁で良かったと思います。最後にですね、もう時間もありませんので、最後はもう今までの質問をそのまま実行していただきたい、そのことを伝えまして質問を終わります。

議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

議長（藤井公明君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 5 1 分

## 平成23年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年6月17日

午前10時 開 議

於 議 場

### 1 議事日程

#### 開会宣告

- |        |                                |  |
|--------|--------------------------------|--|
| 日程第 1  | 承認第 3号                         | 専決処分の承認を求めることについて<br>芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2  | 報告第 1号                         | 継続費繰越計算書について                                 |
| 日程第 3  | 報告第 2号                         | 一般会計の繰越明許費繰越計算書について                          |
| 日程第 4  | 報告第 3号                         | 国民健康保険事業特別会計の繰越明許費繰越計算書<br>について              |
| 日程第 5  | 報告第 4号                         | 町有温泉事業特別会計の繰越明許費繰越計算書につ<br>いて                |
| 日程第 6  | 報告第 5号                         | 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告<br>について              |
| 日程第 7  | 報告第 6号                         | 有限会社御立岬の経営状況の報告について                          |
| 日程第 8  | 議案第 26号                        | 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第 9  | 議案第 27号                        | 芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて                |
| 日程第 10 | 議案第 28号                        | 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定<br>について              |
| 日程第 11 | 議案第 29号                        | 熊本市市町村総合事務組合規約の一部変更について                      |
| 日程第 12 | 議案第 30号                        | 工事請負契約の締結について                                |
| 日程第 13 | 議案第 31号                        | 工事請負契約の締結について                                |
| 日程第 14 | 議案第 32号                        | 財産の取得について                                    |
| 日程第 15 | 議案第 33号                        | 財産の取得について                                    |
| 日程第 16 | 同意第 6号                         | 監査委員の選任につき同意を求めることについて                       |
| 日程第 17 | 請願第 1号                         | 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請<br>願                 |
| 日程第 18 | 議員派遣の件                         |  |
|        |                                | （一括議題＝日程第22まで）                               |
| 日程第 19 | 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査 |  |

の申出

日程第 2 0 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）  
調査の申出

日程第 2 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）  
調査の申出

日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出  
（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 水 口 宣 之 君	14番 岡 部 恵 美 子 君
15番 寺 本 修 一 君	16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総務課長 中 原 豊 徳 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 農 中 豊 君	住民生活課長 迫 本 文 雄 君
福 祉 課 長 大 岩 憲 治 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 坂 梨 優 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼 会 計 室 長 吉 田 茂 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 永 田 光 洋 君
生涯学習課長 寺 川 健 一 君	農 業 委 員 会 長 早 川 純 一 君
	事 務 局 長

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

平成 2 3 年第 4 回 芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H23.6.3 請願第 1 号	葦北郡津奈木町 岩城2123-40	熊本県建築労働組合 水俣芦北支部 執行委員長 坂口正人 外 2 人	建設に働く仲間と 地域経済を救うル ールづくりの請願	建設経済 常任委員会

## 議員派遣の件

平成23年6月16日

次のとおり議員を派遣する。

### 1. 議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 講堂
- (3) 議題 講演「これからの社会と経済の行方」 辛坊治郎 氏
- (4) 期間 平成23年7月11日(月)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

### 2. 県町村議会議長会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 講堂
- (3) 議題 講演「国際情勢・危機管理について」 小川和久 氏
- (4) 期間 平成23年8月19日(金)
- (5) 派遣議員 副議長

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりです。

日程第1 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第1、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について 提案理由の説明を求めます。農中税務課長

税務課長（農中 豊君） おはようございます。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認について御説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定により、地方税法の一部改正に伴い、4月27日に別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

今回の改正内容は、東日本大震災の被災者などの税負担の軽減を図るためのもので、地方税法の一部改正に伴い改正するもので、附則の次に次の3条を加えるものです。

改正条文2ページにあります第22条は、東日本大震災に係る住民税の雑損控除額等の特例を設けるもので、所得割の納税義務者が東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、その損失を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとするものです。

また、損失を受けた金額のうち、雑損控除を適用して前年分の総所得金額から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を3年から5年に延長するというものです。

改正条文3ページにあります第23条は、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用するものです。

第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特性を受けようとする者がすべき申告等を定める規定で、特例の主な内容は東日本大震災による災害により滅失、損壊した住宅、被災住宅の敷地の用に供されていた土地、被災住宅用地を被災後10年分については、当該土地を住宅用地としてみなす規定、被災住宅用地の所有者が

当該被災住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災住宅用地に相当する土地として取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす規定、東日本大震災による災害により滅失、損壊した家屋、被災家屋の所有者が当該被災家屋に代わる家屋、被災代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得し、または改造した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち、当該被災家屋の床面積相当分について4年度分2分の1、その後2年度分3分の1を軽減する規定などです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定で、附則第23条に係る部分は平成24年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----  
日程第2 報告第1号 継続費繰越計算書について

議長（藤井公明君） 日程第2、報告第1号「継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長

企画財政課長（井上民男君） 報告第1号、継続費繰越計算書について。

芦北町一般会計継続費の平成22年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出の終わらなかったものにつき、別紙のとおり提示繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

次のページの表で御説明いたします。

事業名は、湯北地区排水対策事業でございます。継続費の総額7億6,420万3,000円で、平成22年度の予算現額4億1,145万1,873円から、支出額2億7,403万7,248円を差し引いた残額1億3,741万4,625円を翌年度に提示繰越したものでございます。なお、平成22年度末までの進捗は、予算ベースで44.5%の執行率でございます。平成23年度では分水施設工事を予定し、平成24年3月完成予定でございます。

以上、報告を終わります。

議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[なし]と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

-----

日程第3 報告第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

議長（藤井公明君） 日程第3、報告第2号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長

企画財政課長（井上民男君） 報告第2号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について。

平成22年度芦北町一般会計補正予算の第7号第2条、第8号第2条、第9号第2条、第10号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

この繰越事業につきましては、先の議会の予算の中でそれぞれ繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。款2総務費の本庁舎宿直室改修事業から、款10の災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの20件の合計、10億4,991万9,115円を翌年度へ繰越しをいたしております。

財源内訳につきましては、既収入特定財源が3億7,938万6,000円、国県支出金が3億3,293万4,000円、一般財源が3億3,759万9,115円でございます。

主な繰越理由は、国の経済対策補正に伴う事業でございまして、住民生活に光をそそぐ交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、道整備交付金事業、それから交付税経済対策追加交付金、安全・安心な学校づくり交付金等により、財源の見通し

が立ち予算化をいたしました。適正工期が確保できない等の理由で繰越しをいたしましたものでございます。

繰越しいたしました20事業のうち、4事業が5月末で完了いたしております。入札済みが7事業、残り9事業が現在入札準備中であります。

予算の負担行為額で執行率を申しますと、3億5,765万9,000円で、29.1%、支払済額では6,492万6,580円で、6.2%の執行率となっております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

11番（平松洋一君） 報告第2号、一般会計の繰越明許費計算書について質問をいたします。

地方自治法214条に移行により、地方公共団体の予算は会計年度独立の原則により22年度の歳出は22年度の歳入をもって充て、これを翌年度に繰り越して使用することができない、これが原則でございますが、しかし実際問題として毎年度予算に事業の完了を予定し、予算化しているにも関わらず、特別の事情によって工期が遅れ、年度内に完了することがどうしてもできない場合があり、こういうときに会計年度独立の原則の例外として、この繰越明許費が定められております。今、説明がございましたが、この一般的にこの制度を活用する場合は、天候の都合とか、あるいは起債などの許可が遅れたとか、そのほか突発的の事故などによって、当初の予想より工事が遅れ、年度内に完成を見ることが困難であると予想される場合に財源を繰り越して翌年度にわたって事業の実施を認めているものであります。

今回提出されております、ただ今説明がありました20事業で、約10億4,900万円、これが繰り越されております。あくまでこれは説明がございましたが、3月31日現在でこれは繰り越した額だというふうに認識しておりますが、先ほどの説明では、この中で7事業がもう今完了したと。9事業がまだ今現在で繰り越している説明だと思っておりますが、そこでこの20事業のどれが完了し、どれがまだ残っているのか、これの進捗状況を説明を願いたい。

それから、すべてですね、この23年度でこの繰越しというのは終了するのかどうか、これを第2点ですね。

それから、財源内訳で既収入特定財源と一般財源は、22年度歳入が確定し、未収入特定財源の国県支出金3億7,000万円でございますが、これはもう既に確定した額だと思います。それと、一般財源のこれはもう既に確定をしていると思っておりますが、今後、補助事業関係につきましては、事業の確定によって補助率が変動、補

助率は変動しませんが、補助額は変動するということが予想されますけれども、その場合に事業の完成によって、その金額は確定されるものというふうに認識をしていいのかどうか、この点をまずお伺いします。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長

企画財政課長（井上民男君） 繰り越した事業について、まず年度内完了するかという御質問でございますけれども、年度内、3月31日までの完了でございます。

それから、現在、完了につきまして、4事業について5月末で完了しているものが4事業でございます。款5農林水産業費のですね、項の2林業費、作業路開設事業1,062万6,000円、まず完了の方です。それから、3項の水産業費、漁業維持管理事業1,330万9,000円、それから、款6項1観光うたせ船整備事業1,000万円。続きまして、9教育費、5項の社会教育費の大野公民館改修事業320万円でございます。

それから、入札済みでございますけれども、これが7事業でございます。款3民生費、2の児童福祉費の保育所改修事業625万円、それから商工費の芦北海岸遊歩道整備事業105万円、同じく御立岬公園施設整備改修事業が400万円、それから7の土木費、供用新設改良事業2,602万円、3項の河川費、排水対策事業費の1億5,742万8,000円、それから9教育費の保健体育費の中の学校給食共同調理場整備事業です、5億4,547万1,000円。それから、最後に災害復旧費の812万5,515円が既に入札が終わっているところでございます。そのほかにつきましては、ただ今、入札準備を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 平松君。

11番（平松洋一君） 冒頭の説明の中で、国の交付金の確保はできたが、適正工期が確保できなかったために、こういうなんなんだという説明がございましたが、それぞれの事業でですね、どういう理由でこれを繰り越したんだということを説明願いたいと思います。さっき、冒頭言いましたけど。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長

企画財政課長（井上民男君） 繰越しの理由でございますけども、それぞれかなりの事業の中で繰越しをいたしておりますけども、先ほど御説明を申し上げましたとおり、国の経済対策の補正で対応したものでございまして、早いもので12月の議会、それから1月、そして3月の議会で提案を申し上げて議決をいただいているものでございまして、当然工期がとれないということで繰越しをいたしたわけでございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（藤井公明君） 平松君。

11番（平松洋一君） これは工期の問題ということですかね。これは了解をいたしますけど、問題はその繰り越される財源がですね、確定しなければいけないということですが、さっき言いましたが、既収入の特定財源、これは多分、基金とかそういうものを取り崩したというふうに推測されますが、それから一応未収入特定財源がありますね、国庫支出金。これは一応補助事業申請しているもの入札によって変動がかなりしますよね。今後、後ほどの議題にも出てきますが、当初、ここで出ております当初予算の金額よりも翌年度繰越額というのは当初の金額によって定められておりますから、今後、入札によって変動しますよね、金額が。としますと、一般財源と既収入特定財源というのは、もう一応確定だというふうにさっき言われましたが、捉えていいんですかね。そして、最終的に工事が完了したという段階で、国庫支出金は22年度の金額として確定をされると、そういう認識でいいかということなんですが、なぜ聞くかといいますとですね、この繰り越される財源というのは、税収入や国庫補助金や地方債その他、年度内に収入となるのがですね、確定しておかなければ、これは繰り越せませんから、ここに財源を全部書いてありますが、この既収入特定財源、これは確定、それから一般財源のこれは町税だと思えますけど、これは確定、これはよろしいですか。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） はい。お答えをいたします。

財源内訳の中で、既収入特定財源ということで、3億7,968万6,000円計上いたしておりますけども、まず農林水産業費の林業費、作業路開設事業におきましては、これはもう既に決定がなされておまして、間伐等森林整備促進事業対策事業交付金でございます。それから、7土木費の河川費、この排水対策事業でございます。そのうちの既収入特定財源が7,476万1,000円ございますが、これにつきましては、あ、46万、すみません、町有施設整備基金を充てております。それから、教育費、保健体育費の3億円でございますけれども、これにつきましては、町有施設整備基金を充当しております。そのほかの国庫支出金につきましては、安全・安心な学校づくり交付金、それからきめ細かな交付金ということで、執行残等もですね、入札結果で出てくるかと思いますが、現在入っているのが既収入特定財源でございます。国庫支出金についても内示等々を受けておりますので、それに従って入ってくるものと思っております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） もう一応3回、3回終わったんですが。いいですか、何か、僕

が3回までと。

11番(平松洋一君) 今の答えが、意見が、答えが噛み合わない。

議長(藤井公明君) 噛み合わんから、4回させてくれちゅうて。決まりは決まりですから。

11番(平松洋一君) 最後です。答弁が聞いたことに、ちょっと違うもんだから、確認です、確認。

議長(藤井公明君) あと1回だけ。平松君。

11番(平松洋一君) 今、説明ではですね、既収入特定財源は了解しました。国県支出金はですね、これはまだ未収入特定財源ですね、今考えると未収入なんです。一応内示は受けておられますという話でしたが、一般財源のこの町の費用は、それとともに変動するんですか、そうなる。今の説明では、一般財源も変動するというふうな感覚になりますが、これは私が聞いたのは、既収入特定財源が確定していると。それから、一般財源の町費も確定していると。国県の補助事業だけが少し変動するのかなというふうにお聞きしたんですが、今の説明では国県支出金は内示は受けているけれども、最終的にはですね、これは入札残とかいろいろ出ますから、当然変動するわけですが、一般財源も変動するということですか。

議長(藤井公明君) 井上企画財政課長

企画財政課長(井上民男君) はい。そのとおりでございます。

議長(藤井公明君) ほかに質疑はありませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

議長(藤井公明君) これで質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 国民健康保険事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

議長(藤井公明君) 日程第4、報告第3号「国民健康保険事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。迫本住民生活課長

住民生活課長(迫本文雄君) おはようございます。

報告第3号、繰越明許費繰越計算書について。

平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算の第4号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

この繰越内容につきましては、先の議会で繰越明許費として定めて、承認を得て

いるものでございます。

款1 総務費の診療所改修事業700万円を翌年度へ繰越しをいたしております。財源内訳は、一般財源の700万円でございます。主な繰越し理由は、国の経済対策補正に伴う事業で、一般会計において住民生活に光をそそぐ交付金事業により、財源の見通しが立ち、本特別会計で予算化しましたが、適正工期が確保できないため繰り越したものでございます。

繰り越した事業は、吉尾温泉診療所屋上防水改修工事ほか2件でございますが、平成23年6月6日までにすべて竣工しているところでございます。

以上、報告を申し上げます。

議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

-----

日程第5 報告第4号 町有温泉事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

議長（藤井公明君） 日程第5、報告第4号「町有温泉事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。坂梨商工観光課長

商工観光課長（坂梨 優君） おはようございます。

報告第4号、繰越明許費繰越計算書について。

平成22年度町有温泉事業特別会計補正予算の第2号第2条の繰越明許費が、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。平成23年6月16日報告、芦北町長名。

次のページの表で御説明いたします。

この繰越事業につきましては、先の議会の予算の中で繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。

款1 温泉運営費の大野温泉センター改修事業の1件の410万円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳は既収入特定財源が410万円でございます。主な繰越し理由は、国の経済対策補正に伴う事業で、住民生活に光をそそぐ交付金事業により財源の見通しが立ち、予算化しましたが、適正工期が確保できない理由のため、繰り越したものでございます。

改修事業の内容でございますが、屋外にあります身体障害者の方が屋外トイレを

利用する際、雨天対策として駐車場からトイレまでの通路に雨よけ用の天井並びに休憩所等を併せて設置するものでございます。繰り越した事業は、現在、入札準備中であります。

以上、御報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

- - - - -

日程第6 報告第5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

議長（藤井公明君） 日程第6、報告第5号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。坂梨商工観光課長

商工観光課長（坂梨 優君） 報告第5号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、資料の3ページにあります平成22年度の営業報告について申し上げます。3ページをご覧ください。

事業として、県立芦北青少年の家の一部受託と、芦北海浜総合公園の管理運営の業務を受託し、独自事業としてジュース自動販売機納品事業を行いました。利用状況であります。県立芦北青少年の家の利用者は445団体、延べ5万7,936人で、前年度より5,099人の減少となりました。これは団体の小・中・高校の少子化による影響で、宿泊教室の宿泊者が減少したことが要因でございます。また、芦北海浜総合公園の入場者は、前年対比1,243人の減少で、3万1,546人となりました。これは年度初めに宮崎県で発生しました口蹄疫の影響と、夏場の猛暑により外出等が抑制されたものであり、その要因があると思われま

受託しました施設ごとの収入として、県立芦北青少年の家の施設管理運営事業受託料が6,715万804円で、芦北海浜総合公園等の受託料4,261万9,016円でありました。

以上の結果、本年度の実績は総収入で1億976万9,820円、税引前当期利益は147万3,858円でありました。これにより、昨年に引き続き、芦北町に一部寄附を行い、また出資団体に出資額に応じて出資配当が行われたところでございます。

その他貸借対象表が4ページから、損益計算書が6ページにありますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、7ページから販売費及び一般管理費等、9ページに利益処理案がございます。

最後に、平成23年度の計画について申し上げます。熊本県芦北青少年の家の施設の業務管理委託については、平成23年度は契約の最終年にあたるため、更新時でもあることから、受託者として成果を上げるべく、また海浜公園にありましても利用者の安全な癒しの時間となるようなサービスの提供を努めてまいりたいと思います。

11ページに運営の基本方針、12ページから収支計画を記載しております。ご覧いただければと思っております。

以上で、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） 利用料金制ですので、もう決算締めましたので、その売上は上がっていると思いますが、いくらぐらいになっておりますでしょうか、決算の方は。それが第1点ですね。

それと、一般管理費の中で役員報酬というのがですね、8万円から55万円に上がっております。多分、前副町長が今も取締役で、副町長の職を終えられて、普通の一般になられたから、役員報酬が上がったというふうに思いますが、そういうことであれば、いかがなものでしょうか。役員はそのままでいいのでしょうか。町の誰かが取締役になって、前の8万円にしたら、経費もそれだけで役員報酬は少なくなるんですが、私、経営者感覚としては、そういうふうな思いをもっておりますが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長

商工観光課長（坂梨 優君） 平成22年度の海浜公園の決算でよろしいでしょうか。決算の収入につきましては、1,919万3,000円でございます。

それから、役員報酬でございますけれども、45万円に上がっていることについては、平成22年度からの前期も同じような、役員報酬55万円でございます、その内訳につきましては、今の現社長が42万円、それからほかの取締役の方、2名いらっしゃいますが、それぞれ5万円、それから監査役で3万円ということになっております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） まず、その1点の方からですけれども、そうなりますと、町の受託料金というのが4,261万9,016円でありまして、1,900何某を引きますと、純たる赤字がやっぱり2,300万円ぐらいあるというふうに理解してよろしいのでしょうかね。それが1点と、私が言ったのは、役員報酬という形でありますので、役員会等で役員改正とか、そういう中でですね、論議はないのかというふうなふうに思って質疑をしたんですが、いかがだったのでしょうか。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長

商工観光課長（坂梨 優君） 収入から支出を引いた残り、その差額が基本的には4,261万円相当については、社員をマリンサービスの方から派遣をしていただいております。その分の人件費ということで、都合13名の方の人件費ということで御理解ください。確かに、その差額がかなり大きいわけですが、今後、売上げをするためのその仕掛けとして、今後検討中でございます。よろしく申し上げます。

それから、役員報酬については、私も結果的にはもうその総会に対しての後からの報告を受けるために、内容についてはどのような方向で決定されたかについてはお話を伺っておりません。お願いします。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

4番（寺本順一君） 芦北マリンサービスの代表取締役、本村等さんが副町長を辞められたわけですが、定款上、問題がないのか。今、就任されておられますけれども、それを1点お聞きしたいと思います。

それと、1点は議長にお願いでございますが、両組織の役員名簿、今までずっと出ておりませんが、役員名簿をよかったら今後出していただけるようお願いするとともに、今回その資料の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（藤井公明君） 今度の件につきましては検討します。坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） ただ今、寺本議員のお尋ねでございますが、役員については選任ということで、社員以外の者から選任することを妨げないという条文をうたっておりますので問題ないかと思っております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで報告第5号を終わります。

日程第7 報告第6号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

議長（藤井公明君） 日程第7、報告第6号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。坂梨商工観光課長  
商工観光課長（坂梨 優君） 報告第6号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、資料の3ページにあります平成22年度の営業報告について申し上げます。3ページをご覧ください。

利用者総数は、前期比1.1%増の51万1,109人でありました。部門別利用者総数は、公園課で前期より1,435人増の14万1,162人、温泉課では前期より2万9,787人増の13万4,380人、物産館事業部では前期より2万5,639人減の23万5,567人でありました。

部門別売上高は、公園課で前期より27万円増の5,652万1,000円、温泉課で前期より456万円減の4,945万円、物産館事業部では前期より740万8,000円減の1億3,708万6,000円となりました。

詳細には、貸借対象表が4ページ、損益計算書が5ページにありますので、後ほどご覧、確認いただければと思います。

なお、6ページから販売費及び一般管理費などの報告書がございます。

全体の利用者は微増したにも関わらず、全体的な減収となりました理由には、温泉課にあっては燃料費の高騰による影響及びレストランの赤字と、思うような集客ができなかったためでございます。

また、物産館事業部にあっては、芦北インターチェンジの開通とファーマーズマーケットでこぼん等の類似施設の影響がまだまだ大きかったものと考えております。

この結果、平成22年度決算ですが、純売上高は前期比4.6%減の2億4,305万8,530円、税引前当期損失はマイナス2,068万4,553円、税引後当期損失はマイナス2,106万6,853円となりました。

最後に、平成23年度の計画について申し上げます。平成23年度から議会の御理解をいただき、公の施設として福祉向上と安心・安全なサービスの提供が求められる施設の健全な維持管理、運営の強化を目指し、公園課と温泉課の管理を従前の利用料金制から使用料金制に改め、運営に努力しているところでございます。

11ページに事業計画、12ページに年間収支計画書をはじめ、具体的行動計画を記載しておりますのでご覧いただければと思います。

以上で、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） この件につきましてはですね、全員協議会で指定管理者による運営に改めて、利用料金から使用料金化ということでご理解をしましたけれども、決算を見てみますと、損失が2,106万6,000円余の損失でありましたけれども、この今回の計画によりますと、約1,474万8,000円程度に損失というような計算で上がってきておりますが、700万円ぐらいの改善がなされたというふうに数字的には理解をしますが、営業報告書によりますと、やっぱり入り込み客が落ち込んでいるという中で、これだけの改善をするというのには相当の努力が今後要るわけでありますので、どういう努力をされて、売上げが上がって22年度よりも23年度が改善されるということの理由をですね、取締役であります藤崎副町長にお尋ねいたします。

議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

副町長（藤崎正司君） 3月末付けですね、有限会社御立岬の取締役ということになりました。よろしくお願いいたします。

今、お尋ねの23年度の会社としての運営計画ということでございますけれども、22年度決算がですね、思うような収益が足らずに、赤字になりましたわけでございますけれども、私の運営方針として申し上げたいと思っておりますけれども、まず従業員の意識改革、といいますのが、やはり3部門ございまして、公園、温泉、物産館、そこへの連帯がちょっとないようございまして、社員一体となって会社の運営を考えていくというような従業員の意識改革をまずやりたいと思っております。それから、運営改善でございますけれども、温泉の中にありますレストラン、これがですね、売上げが人件費に満たないということでございますので、このレストランを縮小しまして、軽食を出すようにしております。それから、これはもちろんのことでございますけれども、様々なイベントを企画しまして、集客の充実・拡大を図ることといたしております。また、日常業務の効率アップ及び節減をやるようにいたしております。それから、新規事業の導入も考えておりまして、現在、町の方で御立岬温泉の温泉塩を使いまして、塩を製造開発の目途がつかしましたので、それをですね、ゆくゆくは有限会社の方に受け継いで、製造販売をできないものかと考えております。それから、またそれを利用しました、これはもう今年夏にですね、塩アイス、これも販売したいというふうに考えております。それから、あと一つ、取締役、これはすべて役場の課長が兼務してございましたけれども、物産館に出荷協議会なるものがございまして、その出荷協議会の会長を登用しまして、また

活性化も図りたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 来年の決算が楽しみでございますので、頑張ってくださいと思います。寺本順一議員がさっき言われましたけども、私、定款があれば、定款を添えていただければと、これの報告にですね、それが妥当な報告書になるかどうかと思いますので、それも議長に申し添えておきます。

終わります。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで報告第6号を終わります。

-----  
日程第8 議案第26号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

議長（藤井公明君） 日程第8、議案第26号「平成23年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長

企画財政課長（井上民男君） 議案第26号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,825万6,000円を追加し、総額を98億4,225万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、緊急雇用創出基金事業の追加募集に対応するものなど、当面、早急に対応する必要があるものについて行うものでございます。

それでは、お手元に配付をしております資料に基づき、歳出の方から御説明を申し上げます。

予算書は7ページになります。資料の2ページをお開きください。

まず、款2総務費です。一般管理費の52万円は、東日本大震災に伴う熊本県と市町村合同で実施をいたします人的支援派遣に必要な旅費2名分を補正を行っております。7月以降、宮城県東松島市へ12日間の予定で派遣をする計画でございます。

次に、企画費の減額62万円は、当初予算に御立岬温泉水を使った塩作りで、新たな特産品開発事業を行うため、町単独事業で予算を計上しておりましたが、この度、環境省の補助事業採択の見通しがついたことと、御立岬公園と連携した観光体験学習、製品製造販売などの事業実施が合理的であることから、関係する商工費へ

組み換えて、新たに計上し直すものでございます。

まちづくり推進費 311万7,000円は、地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業交付金の内示を受けまして、告地区棚田保全協議会が高齢者を中心としたしまして取り組む農地再生交流の里山づくり事業で、耕作放棄地の解消、キクイモ、ショウガ、葉わさびの栽培の経費などに124万5,000円を補助するものでございます。また、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金の内示を受け、大岩地区村づくり協議会が高齢者が担い手となる企業家事業といたしまして、味噌加工所の整備、それから味噌、そばづくりの体験などの実施に187万2,000円を補助するものでございます。

次に、款3民生費です。福祉センター管理費の25万2,000円は、田浦福祉センター空調の室外機の経年劣化に伴うガス漏れ修繕料を補正するものでございます。

款4衛生費です。環境衛生費の353万3,000円は、熊本県緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに1名を雇用し、廃食油からバイオディーゼル燃料を製造し、公用車に使用するなど、循環型社会の実現を目指すバイオディーゼル製造モデル事業の委託料でございます。

健康増進事業費の41万1,000円は、厚生労働省が受診促進を行っておりますガン検診推進事業に本年4月から大腸ガン検診が補助対象として追加をされました。本事業に必要な検診手帳、検診無料クーポン券印刷、郵便料などで、補助対象経費の2分の1補助事業で実施をするものでございます。なお、検診委託料は既存の委託料の中で対応する予定でございます。

予算書は8ページになります。

塵芥処理費の1,072万8,000円は、熊本県緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに4名を雇用し、町内の不法投棄、廃棄物の監視パトロール及び回収処分等、環境保全に努めることを目的に行いますモデル事業の処分手数料50万円、及び業務委託料1,022万8,000円でございます。

款5農林水産業費です。資料は、2ページから3ページになります。

農業振興費2,486万9,000円は、これも同じく熊本県緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに5名を採用し、サラダタマネギなどの特産品の生産量増加と、農作業受託、耕作放棄地の解消などに取り組み、産地化を図るための事業委託料1,288万1,000円と、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金として33万8,000円、それと資料は3ページになります。平成22年12月の強風、積雪などにより、本町の主力作物でありますデコボン、甘夏が、前年度と比較しまして販売数量で約3割の減、販売金額で2割減という相当な被害を受けました

ので、果樹風雪被害対策補助金として、焼け果、傷果に対しまして、キロ当たり20円、加工用をキロ当たり10円とし、総額1,165万円を、JA田浦柑橘組合を通じまして、被害農家の支援補助に充てるものでございます。なお、対象者は418名の見込みでございます。

林業振興費1,500万円は、県から5月23日に、間伐等森林整備促進対策事業交付金の内示を受けまして、事業実施の見込みがついたことから、作業道、塩浸寒毛線の開設に係る測量設計費302万4,000円、工事請負費1,197万6,000円を補正をするものでございます。

次に、水産業振興費249万5,000円は、熊本県緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに1名を雇用いたし、県産ブランドでありますクマモト・オイスターの養殖試験を県水産研究センターからの種苗の提供を受けまして取り組む事業委託料でございます。委託先は、芦北漁業協同組合で実施をいたします。

続きまして、款6商工費でございます、予算書は、8ページから9ページになります。

商工業振興費208万9,000円は、温泉塩の商品化事業に係る経費の補正でありまして、先に説明しましたように、当初予算では企画費の方で計上いたしましたが、今回組み換えをし、新たに計上し、見直すものでございます。県補助金の水俣芦北低炭素地域づくり事業補助金を受けまして、佐賀大学の支援を受けながら、御立岬温泉水を活用した温泉塩の製造など、商品化を行い、新たな特産品開発を目指し、併せまして不知火海のイメージアップを図るものでございます。本年度は環境への負荷が少ない製塩法の研究、温泉塩を使用いたしましてソルトクッキーやソルトアイスなどの製品開発を行います。この内訳でございますけれども、講師謝金、研修などに係る旅費、試作品の製造、容器、ラベル等制作に係る消耗品、印刷費、及び佐賀大学への製塩研究委託料、並びにモニターツアーのバス借上料などを計上いたしております。

御立岬公園費305万4,000円は、熊本県緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに1名を雇用し、御立岬公園に芦北町の観光施設紹介や各種イベント案内所を設置いたしまして、より多くの観光情報の提供を行い、観光客の増加につなげるための事業委託料でございます。

次は、款7土木費でございます。橋梁新設改良費521万4,000円は、町道宮浦野添線におきまして、現在まで用地交渉を継続しておりましたが、この度、内諾を得られましたので、その契約を行うための旅費及び土地購入費を補正するものでございます。

款9教育費でございます。教育指導費の280万8,000円は、熊本県緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに2名を不登校支援員として雇用し、不登校児童・生徒への働きかけを行うとともに、欠席が目立ち、授業に入ることができない児童・生徒の不登校への移行措置を図るもので、非常勤講師の報酬、社会保険料など274万円の補正と、特別支援教育総合推進事業謝金につきましては、県の内示を受けまして全額補助で取り組むもので、現在、学校に配置をしております支援員に対する相談、特別支援学級への支援などを行います巡回相談員などへの謝金6万8,000円を補正をするものでございます。

資料は4ページになります。

小学校の学校管理費100万円は学校再編補助金で、2月に行われました計石小学校PTA臨時総会におきまして、平成24年4月1日をもって佐敷小学校への統合が了承をされております。その統合に向けた記念誌及び記念碑制作などに充てられます閉校実行委員会への補助金でございます。

予算書は10ページになります。

中学校の学校管理費19万2,000円は、大野中学校の井戸洗浄等の手数料で、飲用の安全確保及び揚水量の確認を行うための補正をするものでございます。

生涯学習推進費63万5,000円は、今まで県の直営事業で実施をされておりました家庭教育支援事業が現在行われております放課後子どもプラン事業の中に組み込まれまして、3分の2の事業で実施することになりました。湯浦小学校への指定内定が3月に得られたことにより、今回、支援員の謝金と、活動に必要な消耗品を補正するものでございます。

体育施設費285万6,000円は、町民総合センターで主に使用しておりました1.5トンのトラックが故障し、修繕の見込みが立たないことにより、利用頻度が高いことから、今回購入するものでございます。そのための廃車手数料及び公用車購入費を補正するものでございます。

最後に、学校給食施設費10万3,000円は、佐敷学校給食センターの残飯処理について、現在、無償で収集を行っている業者が1月末で取りやめることになったために、今回、指定業者への収集の処分手数料を補正をするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

予算書は6ページになります。資料は1ページでございます。

財源内訳、国県支出金、大腸ガン検診推進費に係る保健事業費等の補助金73万8,000円から、特別支援教育総合推進事業委託金6万7,000円を合わせまして、8事業で5,409万6,000円、それに諸収入といたしまして、地域社会振興財団からの長寿社会づくりソフト事業交付金124万5,000円、一般財源と

いたしまして、前年度繰越金2,291万5,000円を充てるものでございます。よって、歳入総額7,825万6,000円となります。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論。もう宣言しましたよ。よし、そんならいいです。川尻君。

12番（川尻成美君） 2点ほどお尋ねしますが、聞き逃した点もあろうかと思いますが、款4の環境衛生費の中で、バイオディーゼル製造モデル事業委託料というのがあります。緊急雇用対策の一環として1名雇用ということでありましたが、委託先を言われましたでしょうか。相手先、ちょっと聞こえなかったんですけども、それが1点です。

それと、款9の項1目3の不登校支援非常勤講師報酬というのがありまして、2名雇用されるということではありますが、そんなに不登校が多いんでしょうか。状況をお教えいただければと思いますが、いかがでしょう。

議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） バイオディーゼル燃料の製造モデル事業委託料の件ですけど、町内収集業者の中から提案型として提案をいただきました。1業者から提案がありましたので、その1業者へ委託したいと考えております。

議長（藤井公明君） 永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） 子どもたちの不登校の人数についてお答えをいたします。

現在、不登校につきましては4名、不登校気味、ここに書いてございます、欠席が目立ち始めた子どもたちが3名でございます。昨年度はちなみに16名おります。

これは夏休みが過ぎましてから、また増えてくる段階でございます。

議長（藤井公明君） ほかにありませんか。宮尾君。

10番（宮尾秀行君） 4点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、果樹風雪被害の補助金であります。これはお尋ねというよりも、大変農家も4年連続ぐらいで、非常に厳しい状態が続いておりました中で、この助成金を出してくれたことに関して、町民から大変良かったというような言葉を聞いております。それと、大岩地区、告地区の村づくりの予算に関しましても、行政が何をしてくれるのかじゃなくて、自分たちで地域づくりは何をしようかというような、まさにその大きな例じゃなかろうかと思っておりますので、こういう予算はどんどん使って

地域を活性化していただければと思っております。

それから、土木費でございますが、宮浦野添線、これも非常に長い間の懸案じゃなかったろうかというふうに思っております。歴代の課長、あるいは行政関係者、一生懸命努力をされて、昨年末に了解を得たというような話を聞いております。これも地域の方から、長年の懸案だったのが、やっとできたかと。今後是非立派な道路が出来るように頑張ってもらいたいというようなことを伺っております。こういうことで、今後も心が通う、やはり実のある予算の使い方で執行部は頑張ってもらいたいと思います。

最後に、これが質疑であります。林業振興費、森林整備事業費で、国・県の予算が1,400万円というようなふうに出ております。なかなか国・県の予算がこういう林業開設にできるということは、なかなかないんじゃないかなと思う。この経緯と、この計画を教えてください。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

これは、本年竣工いたしました作業路吉尾線と同じ事業でございます。間伐等森林整備促進対策事業交付金、基幹作業道の整備という項目でありまして、延長約1,000メートル、全幅4メートル、そのうち車道の幅員が3メートルということで計画をいたしております。これは塩浸の町道床波線の延長上と、町道寒気線を結ぶ森林の作業道であります。これにつきましては、先ほど財政課長の方から説明がございましたけれども、町長の方にも本年3月に、塩浸の区長さんをはじめとして陳情がなされております。そういうことで、そういう希望があるということを県の方にも伝えておりましたところ、5月25日に着工ができますよという内示をいただきましたので、このような形で補正予算を要求をしたところでございます。なお、これにつきましては、補助単価がメートル当たり1万4,000円というふうに決められておりますので、これに一般財源を100万円ほど付け足していただきまして、有効に活用するというところでございます。

以上です。

議長（藤井公明君） 宮尾君。

10番（宮尾秀行君） 今回の災害でも全面通行止めになったような地域であります。そういうところに、将来、林道から始めなくてはいいかもしれませんけれども、実のある、地域の利便性がある道路として、今後計画をしていただければなということを希望いたします。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） ただ今の質問と重複する点がございませぬけれども、果樹振興対

策事業での風雪被害の補助金 1,165 万円、これは自然災害による被害であるわけでございますけれども、今後、台風の被害とか、あるいは干ばつの被害とか、あるいはほかの一次産業、林業にいたしましても、台風による倒伐、あるいは漁業にいたしますと、赤潮とか、あるいは台風による被害、第一次産業の中でもやはりそういう自然災害による被害といったものが予想されるわけでございます。先ほど申し上げましたように、この果樹に対する今後の、例えば干ばつによる被害をどうするのか、あるいはこれも自然災害でございますけれども、そういった自然災害に対する第一次産業の被害を今後どのように取り扱っていくのか、そういうことややはり考えておく必要があるのではなかろうかと思っております。非常に前向きの施策で歓迎はするわけでございますけれども、第一次産業といたしましても数多くございます。また、いろんな形での自然災害といったものが発生するわけでございますので、一つ課長でも結構でございますけれども、もしよかったですら御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

今回の風雪被害につきましては、通常、柑橘につきましては、各年で結果量が違うという原則がございますので、若干のぶれは毎年生じておるという前提のもとでお話をいたしますが、本年は甘夏、デコポンの出荷量が 7 割しかない。JA 関係については、デコポンは 6 割という通常と違う非常事態だという認識がございます。ですから、先ほど議員が申されたようなそれぞれの被害に対しては、やはりその被害の程度というものをどう判断するかというふうなことだろうと思っております。

それと、それについて対策をどうするかといいますのは、町長が先の 3 月議会で答弁をされましたように、下支えをする必要があると感じると、下支えをする必要がある場合は、やはりそういうことをしなければならぬということでございますので、あくまでも被害の程度によるものだろうというふうに思っておるところでございます。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4 番（寺本順一君） 私は、この事業を歓迎するわけでございますけれども、そういった他の自然災害との関連もございまして、一つそこらあたりは今後ですね、よく検討していただいて、もしよかったですら、恐らく交付要綱あたりも作られると思っておりますけれども、交付要綱を一つ、これはもう私、担当課に行って、また協議したいと思いますけれども、一つ提出方、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） 申し遅れました。交付要綱では、そのような異常な被害と、異常な事態ということですね、本年限りという規定を設けております。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで議員の皆さんに申し上げます。私が質疑を求めた場合は、やっぱり早く挙手をしていただきますと、もう質疑なしと発言した後はもう認めませんので、その点、御理解をいただきたいと思います。

これで暫時休憩します。

-----  
休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分  
-----

議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第9 議案第27号 芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第9、議案第27号「芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永田教育課長

教育課長（永田光洋君） 議案第27号、芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正は、平成24年4月1日で、町立計石小学校を町立佐敷小学校に統合するため、第2条の表、町立学校の名称及び1の一覧表から、芦北町立計石小学校を削るものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

よろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第 10 議案第 28 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第 10、議案第 28 号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山口建設課長

建設課長（山口純志君） 議案第 28 号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、芦北町公営住宅等 10 力年計画に基づき、建替計画住宅となっております広瀬住宅の空き家となった 2 戸を取り壊すため、別表その 1 中の管理戸数 8 戸を 6 戸に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第11 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

議長（藤井公明君） 日程第11、議案第29号「熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長

総務課長（中原豊徳君） 議案第29号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について御説明を申し上げます。

本規約の一部変更につきましては、玉名市玉東町病院組合が公立玉名中央病院企業団に、球磨郡公立多良木病院組合が球磨郡公立多良木病院企業団に、名称を変更したことに伴うものです。

一部事務組合の組織、事務及び規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要がありますので、本案を提出するものです。

以上、御説明をいたしました。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第12 議案第30号 工事請負契約の締結について

議長（藤井公明君） 日程第12、議案第30号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長  
総務課長（中原豊徳君） 議案第30号、工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

（仮称）芦北町学校給食共同調理場新築工事、建築本体について、請負契約を締結するものであります。

- 1、契約の目的、（仮称）芦北町学校給食共同調理場新築工事、建築本体。
  - 2、契約の方法、指名競争入札。
  - 3、契約の金額、1億8,459万円。
  - 4、契約の相手方、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1317番地、中村・リュウショウ建築工事共同企業体、代表者、中村建設株式会社 代表取締役 中村安博。
- 提案理由については、記載のとおりでございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から、平成24年2月29日までとしております。

入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模及び工期内の確実な施工のためには、共同企業体方式が効果的と判断し、第1グループには同種工事の施工実績、かつ本町近隣に事務所を有する4社を、また本町の建築工事業者の上位3社を選定し、第2グループには第1グループに選定した3社を除き、経営審査及び技術の有無等を考慮し、町内業者7社を選定をいたしました。入札は6月6日に執行し、仮契約を翌日6月7日に行っております。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。光進・木崎建設工事共同企業体1億7,700万円、松島・浪本建設工事共同企業体1億7,618万円、藤永組・横山建設建設工事共同企業体1億7,680万円、中村・リュウショウ建設工事共同企業体1億7,580万円、和久田・前島建設工事共同企業体1億7,630万円、松下・フクマツ建設工事共同企業体1億7,600万円、佐藤・楠本建設工事共同企業体1億7,595万円。以上の結果、中村・リュウショウ建設工事共同企業体1億7,580万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は98.51%であり、消費税込みの金額は1億8,459万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----  
日程第13 議案第31号 工事請負契約の締結について

議長（藤井公明君） 日程第13、議案第31号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長

総務課長（中原豊徳君） 議案第31号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本案も、（仮称）芦北町学校給食共同調理場新築工事に係るもので、機械設備に係る請負契約を締結するものであります。

- 1、契約の目的、（仮称）芦北町学校給食共同調理場新築工事、機械設備。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、9,929万8,500円。
- 4、契約の相手方、熊本県八代市豊原下町4102番地2、東・福嶋建設工事共同企業体、代表者、東設備工業株式会社 代表取締役 東光則。

提案理由については、記載のとおりでございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から、平成24年2月29日までとしております。

入札の経緯について申し上げます。本工事も内容、規模及び工期内の確実な施工のためには、共同企業体方式が効果的と判断し、第1グループには経営審査の評価値や同種工事の施工、指名の実績から、町内業者1社を含む7社を、第2グループには町内の管工事業者の中で経営審査の評価値及び一定以上の施工実績がある7社を選定をいたしました。入札は6月6日に執行し、仮契約を翌日6月7日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申

上げます。熊設・モリタ建設工事共同企業体 9,490万円、新星・松本建設工事共同企業体 9,585万円、扶桑・みち電気建設工事共同企業体 9,680万円、九電工・太陽電気特定建設工事共同企業体 9,515万円、向洋・荒木建設工事共同企業体 9,520万円、東・福嶋建設工事共同企業体 9,457万円、金剛・アサヒ建設工事共同企業体 9,485万円。以上の結果、東・福嶋建設工事共同企業体 9,457万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は97.48%であり、消費税込みの金額は9,929万8,500円でございます。

以上、御説明をいたしました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

-----  
日程第14 議案第32号 財産の取得について

議長（藤井公明君） 日程第14、議案第32号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長

総務課長（中原豊徳君） 議案第32号、財産の取得についてを御説明を申し上げます。

本案は、（仮称）芦北町学校給食共同調理場の建設に伴い、調理機器等の購入に係る契約でございます。

- 1、契約の目的、（仮称）芦北町学校給食共同調理場、調理機器等購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億3,293万円。
- 4、契約の相手方、熊本県熊本市錦ヶ丘9番26号、株式会社中西製作所 熊本

営業所、所長 小谷雅人。

なお、提案理由については、記載のとおりでございます。

購入します主な機具としましては、調理室、和え物室、炊飯室等調理器具一式、洗浄室機器一式、コンテナプール用機具の一式となっております。

納入期間につきましては、本契約の翌日から、平成24年2月29日までとしております。

入札の経緯につきましては、工期内での確実な納入を確保することから、県内に事務所を有する厨房機器の専門業者6社を指名いたしました。

入札は6月6日に執行し、仮契約を翌日、6月7日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。株式会社中西製作所熊本営業所1億2,660万円、日本給食設備株式会社九州支店1億2,790万円、タニコー株式会社熊本営業所1億3,300万円、株式会社マルゼン熊本営業所1億2,750万円、日本調理機株式会社熊本営業所1億2,674万円、ホシザキ南九株式会社八代営業所1億3,350万円。以上の結果、株式会社中西製作所熊本営業所1億2,660万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は99.88%であり、消費税込みの金額は1億3,293万円でございます。

以上、御説明をいたしました。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

11番（平松洋一君） お尋ねをいたします。

調理機器でございますので、ある意味、特殊な備品でございますので、町内にはそのような業者はおられません。ですから、県内・県外探されるというのは当然でございますが、特殊性がございまして、この指名競争入札でですね、よりも價格的には一般競争入札の方が價格は下がるんじゃないかなという、そういう想定が想像つきますけれども、今回、指名競争入札につきましては、県内を探されたということですが、この中西製作所はですね、熊本営業所ですから、恐らく本社はまた別の違うところだろうと思いますので、そのような観点から考えますと、一般競争入札ではこれは対応できなかったのかという問題が一つとですね、先ほど落札率が99.88%の予定価格そのものということでございますが、議会に提案されていますこの備品の予算は1億6,162万3,000円でございます。ですから、相当予定価格が下げられておりますが、この調理機器というのは、経過から考えますと、相当ですね、今、値引きが実際起こっている現状でございますので、その点が

ら考えますと、まあ一応努力のあとは見えますが、そのような方法ではできなかったのか、一つは指名競争入札じゃなくてですね、一般競争入札というのは考えられなかったのかという点と、それから予定価格はですね、我々に示された、議案に提案された予算の何割でされたのか。99.88ですから、計算すればわかりまけど、一応お答えいただきたい。

議長（藤井公明君） 中原総務課長

総務課長（中原豊徳君） 今回の入札につきましては、入札の方法たくさん数あるわけですが、今回の契約につきましては、指名競争入札を採用させていただいたということでございます。

それから、予算と予定価格というのがございますけども、基本的には非常にその値段の差とかがございますが、窮屈と申しますか、設計の段階でかなりそのようなことを考えまして、落ちてるといようなことを聞いております。その中から非常に厳しい状況に、業者さんはあったのかなということもございますけども、何しろ執行率は非常に高うございますけれども、公表いたしております予定価格内に落ち着いていることで御理解をいただければなど。

予定価格につきましてはですね、1億3,308万1,000円でございます。消費税入ります。

以上でございます。

議長（藤井公明君） ほかにありませんか。寺本順一君。

4番（寺本順一君） 私、現在の調理場を一度見させていただきましたけども、非常にまだ立派な調理器具が使われておるわけでございます。その調理器具の処理はどのような方法で考えておられるのか御質問申し上げます。

議長（藤井公明君） 永田教育課長

教育課長（永田光洋君） 現在使っております調理器具につきましては、もう使えるものは使います。ただ、ウエット方式、それとドライ方式、この機能が違いますので、水を弾くものにつきましては使うことができません。だから、最近買いましたフライヤー、それと野菜あたりの切断をいたしますスライサー、それと食缶あたり、最近買ったものにつきましては、それを見越して買ってありますので、そういうやつはそのまま持って使います。

議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

-----  
日程第15 議案第33号 財産の取得について

議長（藤井公明君） 日程第15、議案第33号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長

総務課長（中原豊徳君） 議案第33号、財産の取得についてを御説明申し上げます。

本案は、（仮称）芦北町学校給食共同調理場の給食配送車購入に係る契約でございます。

- 1、契約の目的、（仮称）芦北町学校給食共同調理場、給食配送車購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1,299万3,750円。
- 4、契約の相手方、熊本県水俣市港町1丁目1番3号、熊本トヨタ自動車株式会社 水俣店、店長 山口康弘。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

本契約は、（仮称）芦北町学校給食共同調理場に必要給食配送車3台を購入するものです。今回購入することで、より安全で衛生的な配送を行うものであります。

納入期限につきましては、本契約の翌日から、平成24年3月21日までとしております。

入札の経緯について申し上げます。業者につきましては、これまでの町発注及び指名の実績や、発注後、生産に係ることから、工期内の納車のためには大手の自動車販売のメーカーが妥当であると判断し、4社を選定しております。

入札は6月6日に執行し、仮契約を翌日、6月7日に行っております。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。株式会社トヨタレンタリース熊本、辞退でございます。熊本トヨタ自動車株式会社水俣店1,237万5,000円、株式会社南九州マツダ八代店1,605万円、いすゞ自動車九州株式会社八代店1,256万7,600円、以上の結

果、熊本トヨタ自動車株式会社水俣店 1,237万5,000円の落札でありました。予定価格に対する落札率は86.04%であり、消費税込みの金額は1,299万3,750円でございます。

以上、御説明をいたしました。よろしく御審議いただくようお願いを申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

[ 議案書配付 ]

議長（藤井公明君） 配付漏れはありませんか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

- - - - -

日程第16 同意第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（藤井公明君） 日程第16、同意第6号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹崎町長

町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字白岩1155番地15、氏名、山下生吾。

提案理由でございますが、監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要からでございます。

山下氏は、御存じのように、旧芦北町及び合併後の芦北町議会議員として4期14年5カ月にわたり、町政発展のために活躍され、建設常任委員長をはじめ、数々

の要職を歴任され、地方行政全般に豊富な知識と経験をお持ちであります。これまで議会代表の監査委員として、また平成19年6月25日から今日に至るまで、学識経験者代表として御尽力いただいております。まさに行政事務の専門性、高度の知識等を必要とする監査委員に適任と認め、選任するものでございます。

どうぞよろしく御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[ なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

- - - - -

日程第17 請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願

議長（藤井公明君） 日程第17、請願第1号「建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願」を議題とします。

この請願については、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を委員長から報告願います。

- - - - -

日程第18 議員派遣の件

議長（藤井公明君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣については、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

- - - - -

日程第 19 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 20 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 21 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

議長（藤井公明君） 日程第 19 から日程第 22 までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[ 異議なし ] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

- - - - -

議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 4 回芦北町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

- - - - -

閉会 午前 11 時 51 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員